

## 議 事 日 程 （第 1 号）

平成29年 6 月20日（火曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 平成28年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 一 般 質 問
- 日程第 7 議案第38号 字区域の変更について
- 日程第 8 議案第39号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第40号 東白川村常勤の特別職職員の平成29年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第10 議案第41号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第42号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第43号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第13 議案第44号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第14 議案第45号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第15 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第47号 財産の取得について
- 日程第17 報告第 1 号 東白川村農業委員会委員の任命につき農業委員会の委員の認定農業者等要件の例外適用について
- 日程第18 同意第 4 号 東白川村農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第 5 号 東白川村農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第 6 号 東白川村農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第 7 号 東白川村農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第 8 号 東白川村農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第 9 号 東白川村農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第10号 東白川村農業委員会委員の任命について
- 日程第25 同意第11号 東白川村農業委員会委員の任命について
- 日程第26 同意第12号 東白川村農業委員会委員の任命について
- 日程第27 同意第13号 東白川村農業委員会委員の任命について
- 日程第28 同意第14号 東白川村農業委員会委員の任命について
- 日程第29 同意第15号 東白川村農業委員会委員の任命について
- 日程第30 同意第16号 東白川村農業委員会委員の任命について
- 日程第31 同意第17号 東白川村農業委員会委員の任命について

出席議員（7名）

1番	今井美和	2番	今井美道
3番	桂川一喜	4番	樋口春市
5番	服田順次	6番	今井保都
7番	安江祐策		

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	安江良浩	総務課長	安江誠
村民課長	今井明德	会計管理者	今井英樹
産業振興課長	今井稔	建設環境課長	今井義尚
地域振興課長	桂川憲生	教育課長	安江任弘
診療所事務局長	伊藤保夫	監査委員	安江弘企

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局次長	安江由次
---------	------

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成29年第2回東白川村議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、3番 桂川一喜君、4番 樋口春市君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月23日までの4日間に決定しました。

---

◎例月出納検査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成29年6月20日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成29年2月分、3月分及び4月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成29年2月分、3月分及び4月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成29年3月28日、4月27日及び5月30日。

3. 検査の結果 平成29年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

---

◎平成28年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（服田順次君）

日程第4、平成28年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

平成29年6月20日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村長。

平成28年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により平成28年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

この件につきましては、3月議会に提出しました補正予算の中で繰越明許費についても議決をいただいているところでございますが、今回、地方自治法の規定により、改めまして財源を含めて報告させていただくものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

一般会計、上から順次説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、【地方創生】林業・木材・建築業担い手育成事業、これは3月補正でございます。金額、事業費ですので、ここは省略させていただきます。翌年度繰越額5,906万2,000円、国庫支出金2,224万1,000円、村債2,160万円、一般財源1,522万1,000円、補助採択が2月となったものでございまして、林業従事者等の住宅整備の経費となるものでございます。

次に、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、住民情報処理費、3月補正でございます。翌年度繰越額19万5,000円、国庫支出金19万5,000円、これは通知カード、個人番号カード関連事務の委任交付金で、地方公共団体情報システム機構の経費となるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、老人福祉費一般、8月補正でございます。翌年度繰越額869万

1,000円、一般財源869万1,000円、医療福祉ゾーン整備の用地測量・設計や、せせらぎ荘裏の造成工事に係る経費となります。

3款民生費、1項社会福祉費、高齢者交流サロン整備事業、これは当初予算でございます。翌年度繰越額3,025万4,000円、村債2,972万円、一般財源53万4,000円、高齢者交流サロンに係る工事設計監理委託料ですとか、工事請負費等に係る経費となります。

8款土木費、2項道路橋梁費、道路橋梁維持事業、3月補正となったものでございます。翌年度繰越額459万円、一般財源459万円、村道各所の修繕工事と村道井の平線の崩落対策工事に係る経費となるものでございます。

翌年度繰越額、計1億279万2,000円、国庫支出金2,243万6,000円、村債5,132万円、一般財源2,903万6,000円。

平成29年6月20日提出、東白川村長。

次に、簡易水道特別会計を説明させていただきます。

3款施設維持管理費、1項施設維持管理費、施設維持管理費、これは12月補正となったものでございます。翌年度繰越額199万8,000円、一般財源199万8,000円、越原橋上の国道の歩道が崩壊したため、それに伴う水道管の移転経費となるもので、国道歩道の工期と連動して繰り越しをしたものでございます。

計、翌年度繰越額199万8,000円、一般財源199万8,000円。

平成29年6月20日提出、東白川村長。

次に、国保診療所特別会計を説明させていただきます。

6款施設整備費、1項施設整備費、医療福祉ゾーン整備事業、これは当初予算でございます。翌年度繰越額343万5,000円、一般財源343万5,000円、医療福祉ゾーンに係る基本設計委託料の経費となるものでございます。

計、翌年度繰越額343万5,000円、一般財源343万5,000円。

平成29年6月20日提出、東白川村長。以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成28年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

#### ◎議員派遣の件

#### ○議長（服田順次君）

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件について御説明申し上げます。

平成29年6月20日、次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げていきますので、よろしくお願ひします。

1. 山に生きる会定時社員総会、地場産業の振興に資する。鮎ヶ瀬会館、平成29年6月23日、今井美道議員。
2. 加茂郡消防操法大会、消防団の活性化に資する。総合グラウンド、平成29年6月25日、議員全員。
3. 学校保健会総会、教育振興に資する。小学校、平成29年6月27日、安江祐策。
4. 白川茶農業協同組合連合会通常総会、地場産業の振興に資する。白川町、平成29年6月28日、樋口春市議員。
5. 東白川製材協同組合通常総会、地場産業の振興に資する。商工会館、平成29年6月28日、樋口春市議員。
6. 少年の主張大会&ふれあいコンサート、教育振興に資する。はなのき会館、平成29年7月5日、議員全員。
7. 三市一村議会委員会幹事会、下呂市、郡上市、中津川市との交流に資する。郡上市、平成29年7月25日、今井美道議員、今井保都議員。
8. 恵那蛭川東白川線・白川福岡線改修期成同盟会総会、産業の活性化に資する。はなのき会館、平成29年7月31日、今井美道議員。
9. 可茂町村議会議員研修会、可茂町村議会議員の研さんと交流により相互理解を深める。美濃加茂市、平成29年8月7日、議員全員。
10. 東白川夏祭り、地域の活性化に資する。中川原水辺公園、平成29年8月14日、議員全員。
11. 濃飛横断自動車道促進期成同盟会・下呂白川線改良促進期成同盟会合同総会、産業の活性化に資する。下呂市、平成29年9月4日、今井美道議員。

なお、裏面には、既に議長の決裁で派遣したものが載っておりますが、説明はいたしませんので、目を通していただきたいと思ひます。

以上で議員派遣の報告を終わります。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、原案のとおり可決承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで、議員派遣の件を終わります。

---

### ◎一般質問

#### ○議長（服田順次君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

4番 樋口春市君。

〔4番 樋口春市君 一般質問〕

#### ○4番（樋口春市君）

今回は、児童・生徒の安全を確保し、産業の推進を図っていくために。

基幹産業の維持と村内の重要な雇用の場の維持を進めていくために、今取り組んでいくことが求められていることとして、越原橋から小学校、森林組合、岐阜部品、プレカット工場に向かう道路は、東白川村では唯一の産業道路と言える道路であると言っても過言ではないものと思います。

以前は、児童が徒歩で越原橋を渡り通学していた光景を見ることができたんですが、車両の大型化が進み、危険であるということで、バス通学に切りかえられた経緯があります。歩道もなく、道路の幅員も非常に狭いので、やむを得ないものと思いますが、子供たちの健康を思うと大変残念なことだと思います。橋梁の幅員も含め、早急な歩道の確保が重要なものと思います。

この道路の改良を進めるためには、迂回路の確保が重要になってきますが、現段階では利用可能な道路がないというのが現状です。

東白川製材組合についても、現在利用されているナベ・上親田線の迂回路として大型車両が通行可能な道路が整備されていないのが現状です。多くの住民から改良の声が上がっているナベ・上親田線と国道256との交差点は、歩行者にとっても運転手にとっても安全を確認しづらい、非常に危険な場所でございます。整備を進めていく上において迂回路の事前の準備は早急な課題であると思

います。長期の交通規制は、企業にとって大変な支障が生じてくるものと思います。

村の基幹産業を担う産業であり、大切な雇用の場ですが、子供たちの安全も守っていかねばなりません。事前の整備計画を早急に立てていただく必要があるものと思います。現在、ある程度の青写真は恐らく描かれているのかも含め、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

樋口議員の質問にお答えをします。

国道256号線から越原橋を経て森林組合や岐阜部品株式会社の本社工場、プレカット工場へ通じる道路は、県営農免事業にて岐阜県が設置し、その後、村に譲渡された村道笹屋線として管理をしております。延長が947.8メートル、幅員4メートル、橋梁1基の道路でございます。議員御指摘のとおり、産業道路でもあり、東白川小学校へ通じる道路でもあります。

大型車両の通行の増加に伴い、通学路は魚戸線を利用していまいりました。しかし、魚戸線につきましては、平成25年に小学校実習田横ののり面から落石があり、緊急対応をいたしました。

また、26年には村雲茂様裏に落石があり、これも緊急対応をしてきた経緯があります。

そして、26年度に防災安全交付金事業にてのり面点検を実施、要詳細点検箇所としてこの指摘を受けました。

そこで、昨年度、詳細点検を実施しましたところ、道路に面した山の全ての箇所が極めて危険という判定が出ました。即刻、教育長、小学校長、同道の上、現地確認を行い、通学路として不適当と判断し、徒歩による通学を停止し、以降スクールバスにより笹屋線を使って学校まで子供たちを運んでおります。

この2つの道路の今後の計画についてですが、笹屋線については、これまでも待避所の整備や線形改良などを行っておりますが、越原橋の耐震化や防災点検を実施し、維持管理に努めてまいります。

魚戸線については、今年度から防災安全交付金により防災対策工事を実施してまいります。予定では平成34年度までかかることになっておりますが、予算確保に努め、進捗を図るよう努力してまいります。この対策工事が完了するまでは、安全確保のため、現在の登校の形を継続してまいります。完成の暁には、笹屋線は産業用道路、魚戸線を徒歩通学路として利用するようにしたいと考えております。

次に、神土・ナベ線についてでございますが、整備を進めていく上で迂回路の事前の整備をという御指摘でございますが、迂回路をどこに整備するか非常に難しいことございまして、現実的な話ではございません。

国道256号線への接続については、信号機がある交差点は非常に見通しが悪く、村民の多くの方から改良要望が出ていることは重々承知をしております。住民の多くが神土・ナベ線を利用して国道へ出られることが多いので、この接続部分の改良を強く要望いただいているところであります。

そこで、平成27年度に神土・ナベ線の概略調査を実施し、事業費の試算を行いました。工事費だけで、およそでございますが1億6,000万という数字になっております。村単独事業では財源的に厳しいので、現在は県営農道採択の要望を行っており、この事業での改良を計画したいと考えております。

それまでの間、路肩注意のポール設置を実施しているところですが、国道直近の橋梁の幅員改良をやれないか、今年度に調査を行いたいと思っております。

また、加子母側の信号のある交差点については、信号機を自動反応式として安全に国道に出られるようにするのが一番安価で実現性が高いと考えており、要望活動等を水面下で行っているところでもあります。今後、この実現に向けて努力をしてみたいと考えております。

以上で答弁といたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

笹屋線については、徒歩での通学路として、今後、平成34年ごろからやっていけるということでございますけれども、この笹屋線につきましては、地域の方々の生活道としても重要な道路でございますので、ぜひ越原橋の改良というものも順次進めていただけるように努力をしていただきたいなど。

特にあの橋は非常に幅員も狭いわけですし、見通しも非常に悪い道路でございます。それと同時に、大型車両が頻繁に今現在通っているということで、非常に危険であるということは重々承知をしておるところでございます。

また、先ほどのナベ・上親田線の交差点については、先ほど村長はさまざまな機会に地域住民から要望が出ておるということもございますけれども、あの交差点についても国道であり、また橋についても1級河川の橋梁であるということで、村単独では絶対に構うことはできません。粘り強く国・県にお願いしていくより仕方がないわけもございますけれども、そのためには村長に本腰を入れていただいて、しっかりとインフラ整備等を進めていただきたいなど。

先日の可茂土木との懇談会の折にも、今回はこの2点について、基幹産業をしっかりと支えていただかなければならない木材関連企業の維持と、それからしっかりと村の雇用を守っていただいている岐阜部品にしっかりとした、安心して操業をしていただける道路というものを確保していかないと、やはり基幹産業も成り立ってまいりませんので、このことも重々承知をしておっていただきたいなあとというふうに思います。

我々もできる限りの協力はさせていただきますので、やはり粘り強くお願いをしていかないと、本村の中の基盤整備、インフラ整備は、本当におくれていると言っても過言ではないと思っておりますので、なかなか県にも、予算は西のほうの環状線につき込まれておると。昨日も国道41号が、今後、何年先になるかわかりませんが、改良を徐々に、41号、あるいは濃飛横断をしていただけそ

うな感じだというような答弁をお聞きいたしましたけれども、やはり粘り強くお願いをしていくより、村では財源もございませんし、当然、国道、河川については村では何とも仕方がないわけですが、努力をしていくことをぜひここでお誓いをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

本腰を入れてという御指摘でございますので、しっかりと議員の皆様方とも協力し合って要望活動を続けていきたいと、このように考えております。

整備がおくれているという御指摘ございましたですけど、なかなか国のほうの予算も、新設だとか改良について厳しい状況が続いておるといことで、これはやはり声を上げていくより仕方がないというふうに思っております。

笹屋線につきましては、先ほども申し上げましたように、橋梁の点検は、また防災安全の交付金のほうでやれると思っておりますし、途中のところについては地権者の御理解もいただいて、短い区間でございますが、ああいった形で待避所を整備できたといことで、若干通行のストレスは解消されているというふうに思っております。

産業道路としての重要な道路だという認識は私も一緒でございますので、子供たちは、今、あそこはスクールバスを利用して上がっております。車同士ならすれ違いが途中でできますので、安全通行ができるということと、村民の皆さん方にも時間帯でのいろんな協力をお願いしてまいりたいと思っております。

魚戸線につきましては、先ほど申し上げたとおり、早急に改良工事を実施して、あちらを通学路として使えるように、早急に整備をしてまいりたいと思っております。

また、神土・ナベ線の交差点改良、なかなか厳しい予算といことでございますが、まずは小さな谷を渡っている橋を少しでも広くできれば、もう少しすれ違い等で安全が確保できるのではないかと。あそこはガードレールもついていない状況ですので、改善をしたいというのを先ほど答弁をさせていただきました。

また、今、県単の農道の採択をお願いしておるところでございますので、その事業の中で進めてまいりたいと思っておりますし、信号のある交差点につきましては、先般も交通巡視のため加茂署の署長、交通課長さんがお見えになりましたので、あそこでとまっていたかまして、実際、親田のほうから見ていただきまして、非常に危険であるといことを認識いただきました。信号の改良というのは交差点改良ですので一朝一夕にはいかないところでございますが、国会議員の先生方や、そして公安、交通安全の関係からも要望を上げていきたいなと思っております。

ただいまついている信号は、歩行者用の横断歩道用の信号です。あそこを交差点の信号とするのには、一段上のランクの信号設備になるといことで、かなり要望活動をしっかりやらないとできないのかなと思っておりますが、上手の道路を改良するといことは非常に難しいといふうには判断は、

当然しておりますので、あそこの改良は、やっぱり信号が変わることが一番ではないかという考えでおります。また、皆様方の御協力をいただきながら要望してまいりたいと思います。

樋口議員がちょっと触れられました国道41号線は、私ども東白川村にとっては教育の面、医療の面、そしていろんな仕事の面で非常に重要な生命線でありますので、下呂・美濃加茂間という形で期成同盟会をつくって要望活動を行って、先般、東京のほうへも陳情に行っていたということで、その回答が七宗防災という工事事業名で、白川町と七宗町の中の急な雨量規制のところ、トンネルを抜ける計画を始めるということ、事業化まではまだ行っていませんが、調査を始めるというようなことをお伺いしております。

今後とも、41号線を改良することは、村内の道路もさることながら、生活の基盤としても非常に大事なことですので、ちょっとお触れになりましたので、つけ加えてお答えさせていただきました。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

ぜひ村民の皆さん方が安心して生活道路として利用できるような道路の整備を全力を挙げて進めていただきたいと思いますし、企業が操業するのにも安心して操業できるような道路の改良を進めていただくようお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（服田順次君）

次に、1番 今井美和君。

〔1番 今井美和君 一般質問〕

○1番（今井美和君）

ふるさと納税について質問いたします。

国が2008年からふるさと納税制度を始めてから9年たちました。最初の年から比べて現在のふるさと納税額は、全国的にとっても多くなっています。

2015年からワンストップ特例制度が始められ、年末調整済みの方は確定申告が不要になり、利用しやすくなったのも多くなった原因と言われています。

税という言葉がついているふるさと納税、実際には都道府県、市区町村への寄附です。

一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。ですが、ふるさと納税では、自己負担額の2,000円を除いた所得に応じた限度額まで控除の対象となります。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことのできる制度として創設されました。自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にもふるさと納税を行うことができますので、自治体がホームページ等で公開しているふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金の使い道等を見た上で応援したい自治体を選ぶことができます。一人一人の貢献が地方を変え、そしてよりよい未来をつくる、とてもすばらしい制度だと思います。

全国的にふるさと納税への興味、関心が大きくなり、寄附金額も多くなっておりますが、村へのふるさと納税はどのようになっているのでしょうか。昨年度の村へのふるさと納税額、村が受け入れを始めてからの納税額の変化、また納税された方の数、その返礼品はどのようなものか教えてください。いただき、いただいたふるさと納税の使い道と今後の村のふるさと納税のあり方について村長に伺います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをします。

ふるさと納税制度の仕組みについては、議員が質問の中で御紹介いただいたとおりでございますが、御質問の1番目、昨年度の村へのふるさと納税額は、総額で3,001万6,000円でございます。

寄附金は使用目的を指定していただいておりますが、最初に1番目、美しい水と緑を保つ自然環境の保全に関する事業に1,000万2,000円、2番目の農山村の基盤である農地と山林を守るための事業に327万円、3番目、引き継がれ、守り続けたい村の歴史文化の保全に関する事業に99万3,000円、4番目、安心して暮らせる福祉及び健康の増進に関する事業に293万8,000円、5番目、ふるさとの将来を託す子供の教育及び少子化対策に関する事業に768万4,000円、6番目、特に事業を指定しないの項目に512万9,000円、以上の合計でございます。

次に、村が受け入れを始めてからの納税額の推移についてでございますが、平成20年度は21件、115万円、平成21年度が19件、92万円、以下、平成24年度までは100万円台が続きました。平成25年度は22件とふえ、345万5,000円、平成26年度は47件で213万円でしたが、平成27年度から、折からのふるさと納税の注目度の上昇と、本村も「ふるさとチョイス」というシステムを使って登録し、還元品の充実を図ったところ、平成27年度が1,859件で2,315万2,000円、平成28年度が先ほどの2,201件、3,001万6,000円、平成28年度までの合計で6,507万7,000円ほど寄附をいただいております。今年度も5月末までに、既に822万円の寄附をいただいているところでございます。

次に、このふるさと納税の使い道についてのお答えでございますが、平成28年度は、はなのき会館にプロジェクターを43万8,000円で整備をいたしました。

24年度は、みつば保育園の改修工事に350万円、ちょっと戻りますが、平成22年度には鮎ヶ瀬公園のもみじ植栽に10万円を使っております。また、25年度は、みつば保育園のプール整備に100万円。26年度は、ごみの収集ボックスや医療機器、保育園児の机・椅子セット、小・中学校の防犯カメラシステム整備などで260万円。27年度は、せせらぎ荘のリフト車の整備と中学校のブラスバンド楽器の整備で240万円。28年度は、同じくせせらぎ荘の介護設備の更新、危険木の除去、分収造林事業、わんぱく広場の遊具の設置等で1,130万円を使っております。29年度（今年度）は、消防団員用の難燃服の整備とか、FM告知機器の整備、耕作放棄地対策、村有林の管理事業、尾根筋伐採、日照支障木の除去、保育園の備品等、小学校ではICT備品の整備、文化講演会等の財源ということで、総額3,333万8,000円を計上して活用する予算としております。

28年度までに活用した金額の総計は、2,133万8,000円でございます。

次に、ふるさと納税の還元品に係る予算は、別途一般財源で、商工費で今年度1,680万円を組んでいるところでございます。

こうして一般財源を補うということで、寄附をいただいた方々の思いも尊重し、早期に活用したほうが喜ばれるということで判断をいたして今年度の予算を組み上げております。

一方で、返礼品についてお答えをします。

27年度、28年度も同じような傾向ですので、28年度の実績でお答えしますと、42のアイテムのうち、第1が木工ヒノキベンチで833個、第2位が東白川産コシヒカリで387個、第3位がナラのまきセットで299個、第4位はシン鍋セット177個、第5位はアイスクリームの詰め合わせ134個というふうになっております。あとは、ペットボトルのお茶ですとか、木工品セット、ヒノキのまき、マツタケ、ブルーベリーなどが上がっております。また、昨年度、ふるさと企画が始めました干し芋のセットは、52セットが完売をしております。

参考までに、今年度、サントリーさんとの提携で行っておりますビールセットは、6月7日現在で722セット、御要望が来ております。

さて、最後に今後の考え方についてですが、全国では返礼品の競争が過熱となって問題となってきましたのは御承知のことと思います。ふるさと納税制度に対する国民の信頼が損なわれることが懸念されることから、寄附額に対する返礼品の調達価格の割合を3割以下とするといったことを内容とする総務大臣通達が出されました。これにつきまして、全国町村会も4月26日付で全国の自治会において、今後、ふるさと納税制度を健全に発展させ、真に地方創生等につながる仕組みとして活用していくため、総務大臣通達に沿って責任と良識のある対応をしていくことを理事会決定として申し合わせを行いました。その通知は、文書等といえますか、広報等で届いておるところでございます。

総務省は、団体ごとに個別に指導するという一方で、本村へは商品に対する指導はありませんでしたが、平均単価が3,000円を超えていますよ、1万円に対して30%を超えているということで御指摘がございました。

地場製品の販売先として非常に経済効果の高い制度であり、一部の大都市の過熱した競争のありを受けた形であります。指導が来た以上、商品構成を再考していく必要がありますが、今後は国に対しても、有効な販路を持たない私どものような小規模自治体の場合、真に地場製品の販売につながり、地方経済の活性化に大いに効果のある事業なので、全国一律の基準の適用を排除するなどの声を上げてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

丁寧なお答えをありがとうございました。

目的についてはよくわかりました。

それで、29年度は既に3,333万、もう予定をしているということなんですけれども、先ほども村長が言われましたとおり、4月1日、総務省からふるさと納税の返礼品率を3割とするという通知が出されております。今現在、ネットやテレビではふるさと納税が話題になっているわけですし、返礼品の競争もすごく激しくなっております。テレビで見た限りでは、ふるさと納税500万円以上でキャンピングカーとか、そのほか電子機器、トラベルクーポンなどがすごく出ておまして、ただ、4月1日に出された総務省からの通達に関しては強制力がないということを伺っております。ただ、各市町村の考え方が問われることになるのはこれからのことだと思いますが、総務省の自治税務局市町村税課というところが「ふるさと納税の返礼品に関する意見の概要」というのを出しております。それに関して、ふるさと納税を健全に発展していくための課題というのが何個か出ておまして、今現在、問題になっているところは、先ほども村長が言われましたが、応援したい地域を応援できるという本来の目的から離れ、物につられて寄附が行われている今の状態、あとテレビや、高い返礼割合による高級食肉などで寄附を募ってネット通販化している。あと、今後の成り行き次第では、高所得者が有利になり、控除限度額については見直さなければならないといった意見も出ております。

私たち小さな村に関しては、米や野菜を試供品として贈ることで、まずそのよさを知っていただくことが有効な宣伝の手段だと思います。認知度が低い地方自治体が寄附を募るためには有効な手段であるということも総務省のほうは調べております。これによって東白川村に関しては、村民一人一人が村の宣伝マンとなって、ふるさと納税に関しては今同様進めていっていただきたいなと思いますし、今後もふるさと納税の返礼品なんですけど、なり得る特産品の開発については、もう少し予算を出してでも進めていっていただきたいなと思います。

それで、干し芋に関しては、私も聞きましたが、もう少しふやす計画というのは出ているのでしょうか。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

総務省の通達については、真摯にこれを受けとめて、私どもは純然たるふるさと納税を守っていくというような立場で意見をこれから言っていきたいなと思います。

先日、新聞報道では、山形県の知事さんもそういった趣旨の発言をされたというのが載っておりました。これから議論が進んでいくのではないのかというふうに、静観をしてみたいと思います。

議員御指摘のように、私どもは決して過度な競争をあおるような商品を提供しているわけではございませんので、今後とも粛々とこの仕事を続けていきたいというふうに思っております。

また、今、御指摘いただいたように、新しい特産品も、これは「つちのこマルシェ」の関係とか

でタイアップしながら、また進めていきたいという中で、ある程度量が確保できるものについてはラインナップをしていくということだと思っています。

御質問の干し芋についても、ことしはふるさと企画が増産計画を持って、既に苗を何本か植えたということで、それぞれ地域で御協力をいただいているようですので、成果が上がることを楽しみにしております。

今後とも、ふるさと納税の健全発達ということが地方にとっていかに大事かということのいろいろな形の中で声を上げてまいりたいというふうに思っております。

○議長（服田順次君）

次に、2番 今井美道君。

〔2番 今井美道君 一般質問〕

○2番（今井美道君）

100年の森林づくり構想事業についてと、林業成長産業化地域の認定について質問いたします。

本年度の事業の主な事業の一つに「100年の森林づくり構想事業」が上げられています。

県では、岐阜県森林づくり基本条例に基づき、森林づくりの施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりの基本的な計画が定められています。平成28年度にその第2期基本計画が終了しました。

岐阜県の発表では、2期基本計画の大きなテーマの1つ目、「生きた森林づくり」の評価と課題として、木材生産の拡大の面では、搬出間伐は進んだが、目標値には達成していない。県産材の利用の促進の面では、木造公共建築物の増加推進、技術者育成の必要性。森林技術者の育成の面では、若年層の就業は進みつつあるが、定年や転職での離職者が多く、目標値を下回っていること。

テーマの2つ目、「恵みの森林づくり」の評価と課題として、水資源の整備や里山林の整備、利用促進の面では、モデル林の一層の活用と全県的な展開が必要。木育・森林環境教育の面では、さらなる推進。協働による森林づくりの面では、多くの企業等が関係市町村や地域住民と協働で森林保全活動を実施していることの継続の必要性。

これらに新たな課題を加え、第3期基本計画が今年度から平成33年度までの計画期間として定め、スタートしました。この計画の大きなテーマとして新たに加わったのが「100年先の森林づくり」への着手です。主な取り組みとして、森林配置計画の策定、森林づくりの実践、必要な人づくりの推進、地震・豪雨から県民の生命・財産を守るための災害に強い森林づくりの推進などが上げられています。

東白川村でも先ほど上げさせていただいた問題や課題に沿った事業や施策が行われてきたのは承知していますが、この19年から始まった1期計画、24年からの2期計画の評価と課題の検証がなされているとは思いますが、検証結果、それを踏まえての当村独自の「100年の森林づくり構想事業」でなければなりません。

岐阜県の考え方では、自立経営が進んだ木材生産林、保全すべき環境保全林、整備された観光景観林、身近な生活保全林といったように、森林区分を地形の一定条件により造林適地と造林不適地

に分類し、住民意見も踏まえながら、地域ごとにふさわしい区分を設定することになっております。

予算説明において、1年目は五加地区、2年目は神土地区、3年目は越原地区での森林づくりの策定・検討会の開催、4年目に策定まとめと冊子作成などの御説明をいただいておりますが、今年度もはや3カ月がたとうとしていますが、今後4年間の計画と今年度の事業の構成、進め方などの詳細について伺います。

次に、4月28日、林野庁のプレスリリースの発表にて、「林業成長産業化地域創出モデル事業」に、東白川村、白川町、中津川市をエリアとする地域が選定されました。この事業は、地域の森林資源の利活用により、多くの雇用や経済活動を生み出す地域を「林業成長産業化地域」として選定し、地域が提案する構想の実現のために、ソフト面の対策と木材生産・加工・流通施設等のハード整備を5年間にわたり補助事業などにより支援する事業です。全国で45地域からの応募があり、外部有識者による委員会での審査等を踏まえ、そのうち16地域が選定されていますので大変喜ばしいことです。

この東濃ヒノキの主産地である3地域が森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化を図ることにより、地元利益を還元し、地域の活性化に結びつける取り組みが推進されることが目的となるのですが、3自治体にまたいだ事業になるわけですので協議会で進める事業でもありますが、本村独自の事業ができるのかも含めて、主な取り組み内容と今後のスケジュール、国・県・村の財源負担について伺いをいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美道議員の御質問にお答えをいたします。

まずは100年の森林づくり構想についてですが、東白川村は、森林づくりに関しまして岐阜県でも大変高い評価を受けております。これは、国・県が打ち出す基本計画に沿った施策を忠実に守って実施してきたからであり、また村にとって林業は、製材業、建築業を含め多くの住民がかかわる重要な基幹産業であることからでございます。

岐阜県の1期計画から2期計画の評価と課題の検証につきましては、村としては独自には行っておりませんが、県は各自治体からの提出書類などを積み上げた結果をもとに新たな計画を打ち出しております。

第3期計画であります「100年先の森林づくり」は、第1期、第2期の検証を踏まえた計画であり、今回、本村が新たに始めます「100年の森林づくり構想」と基本的には変わることとはございません。

その内容として、岐阜県も生産林、環境林、景観林、生活保全林のゾーニングとしておりますが、岐阜県のゾーニング構想は、林班単位という広い範囲で示されております。本村の計画では、実際に山を踏んで、尾根筋、谷沿い、急傾斜地など、適地、適栽の山づくりを考えて、準林班、もう少し細かい林班ごとのきめ細やかな計画樹立を考えております。

また、現在の村の伐採方法は、間伐主体で、新たな植林がなされておられません。したがって、将来、住宅建材などに適したヒノキ、杉がなくなることは明らかでございます。そのため、小皆伐により新たな植林も含めた森林計画も100年の森林づくり計画の一つでございます。

そして、今、ヒノキ、杉を生産林として位置づけておりますが、今後、ナラなどの広葉樹も生産林として役割を果たすことがあります。そのため、将来、どんな樹木に需要があっても対応できる山づくり、その結果、環境にも優しく動物がすみやすい山、また保水性を保ち災害になりにくい山、そして経済性を持った山づくりを目指していきたいと考えております。

そして、今後のスケジュールでございますが、内容としまして、1年目は五加地区、2年目は神土地区、3年目は越原地区の山林の調査を行います。4年目に見直しやまとめを行う予定でございます。それぞれの団地ごとの森林づくり委員会や地区での説明会、山林所有者の意向調査などを行ってまいりたいと考えております。

次に、林業成長産業化地域創出モデル事業でございますが、この事業は、東濃ヒノキの生き残りをかけた生産・流通改革への挑戦として岐阜県が国に応募し、採択を受けたもので、その事業目的は、低迷する林業、製材業、木材関連産業、このさまざまな課題を解決し、木材の流通・生産コストを削減し、海外や関東、関西への販路を拡大し、木材を売ったときの利益を山元へ還元できるようにして、持続可能な東濃ヒノキの産地を形成しようという狙いで行われる取り組みでございます。

事業計画の内容としては、1つ目、木材生産拡大対策事業として、高精度森林情報データ整備や林内路網整備、高性能林業機械の導入、加工・流通施設の整備など、製品の販路拡大対策として、東京オリンピック・パラリンピックに向けてのPR活動、大都市圏における展示会等のPR活動、ウェブカタログの作成、新たな需要創出に向けた市場調査などを事業項目として上げております。

次に、次世代の森林づくり事業として、路網開設と間伐・皆伐後の再造林支援、獣害対策、優良種苗の確保を支援していくなどが計画として上げられております。

本村では、今年度、森林組合がハーベスタ2台、グラップル1台の林業機械を予定しております。総事業費が3,335万円で、財源負担は、税抜きで国が45%で、事業主体が55%となっております。森林組合の要望により、事業主体の55%のうち、村で30%の負担を29年度予算でお認めをいただいているところでございます。

この事業のメリットとして、今回、森林組合が申請した高性能機械の補助も通常の補助金より順位が優先されるとのことですが、県も国に対してこの事業の採択は受けておりますが、まだ事業費に対しての内示は6月中ということで聞いてございます。

今後のスケジュールとしましては、7月中旬までに「中津川・白川・東白川地域林業成長産業化推進協議会」、こういった仮称の名前でございますが、立ち上げる予定でおります。この構成員は、この地域の林業、製材業（木材加工業を含む）を営む事業所などがございます。また、本村では、森林組合、製材組合、プレカット組合、民間の製材業者、合板製造業の企業の参加が予定をされております。県及び市町村は、オブザーバーとしての参加となります。

ソフト事業は10分の10、ハード事業は2分の1から3分の1という補助率ということで、5年間

の事業でございます。岐阜県、そして森林組合でも十分な協議を進めて、有効な事業として活用してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

まず、100年の森林づくり構想についてですが、御説明いただいた当村の100年の森林づくり構想というのは、ゾーニングに固執した感がちょっと感じられるかなというふうに思います。県が求めている森林づくり計画における100年の森林づくりというのは、森林配置計画も策定するわけなんですけれども、ゾーニングや森林づくりを実践するに当たって発生するであろう問題、住民説明をこれからしていくに当たって、やはり山主の方の問題があったり、そのゾーニングに関して植えたものによって考えるには、その後の伐採時期にどういった補助が受けられるかとか、そういう補助の内容が異なってくることもなんかも想定されるわけなんですけど、こういったことの問題に対する制度設計を立てたり、必要な人づくりを行ったり、災害に強い森林づくりであったりと、こういったものと従来からの村内の林材商品の販売促進、建築などの利用促進などを考えていくべき非常に大事なプロジェクト「100年の森」、それがまさに100年の森林づくり構想というような意味合いで私は捉えております。

特に住民の方の声をしっかり聞き取りをいただきたいということと、検討を行っていただきたいと思っておりますけれども、今、成長化産業のほうとこれはほとんど、ほとんどということではないですけれども、ちょっと部分は違うんですけど、本当に村を考えていく、山を考えていくべきときに、このありがたい地域創出モデルに選定されたということで、まずこれを生かさないとはいえないというふうに考えておりますので、今、林業成長化産業には参加されるメンバーの方がいるわけなんですけど、これについては補助事業ということで、今年度は森林組合だけがその対象になっておるわけなんですけど、来年度から4年間、また有利な、ソフト事業は10分の10ですけれども、機械整備等には2分の1から3分の2の補助が出るということで、来年からはほかの事業所の方にも、ぜひ必要なものは使っていただきたいし、10分の10のソフト事業については、十分な計画を立てて行っていただきたいなというふうに考えておりますので、ちょっとまじってくるわけなんですけど、東白川村が今年度から4年かけて行っていく森林配置計画、ゾーニングのチーム、まずこのチームというものと、林業成長化産業化地域の認定を受けての中津川・白川・東白川地域で発足する協議会へ臨む東白川から選抜されたメンバー、会員はいろんな方が登録できるようですけれども、この協議会へどの方が行かれるのか、全員が行かれるのかわかりませんが、ここへ村から選抜されたメンバー、このまたチーム。また、あと4年間、優先的に補助事業を受けられるので、この辺を研究しながら、村長の掲げる100年の森林づくりという構想を進めるチームとこういったものをリンクさせて、村の林業発展についてずうっと長いことを考えていくというのが、今回の100年の

森林づくり構想ということが私は望ましいのではないかなというふうに考えておりますので、この点についてお伺いを一つしたいのと、先ほど認定を受けた地域がほかの地域のものも、現在、いろいろちょっと発表が出ておるわけなんですけれども、これについては、今後、総務省は進展状況を広報で発表していくというふうになっておりますので、ある程度村も、当然、村なり協議会なりで進めていった事業が日本全国に発信されるということになっていきます。

今、ほかの地域の取り組みぐあいを見ていると、それぞれ興味深いものがいろいろありまして、例えばですけど、森林組合が森林を所有していくということを中心にやられるという自治体とか、いろんなこれからの村の林業について研究や調査、視察等を今後十分やっていってもいいのではないかなという事例が16地域だと思うので、この辺についてしっかり調べて、村のことも調べていただきたいと思いますけれども、そういったことで参考になるようなものが、当然どこも全力でやってまいりますので出てくるのではないかなと思いますので、この辺の研究、視察等を十分やっていただきたいと思いますというふうに思っておりますが、この2点、村長のお考えを伺いたいと思います。

**○議長（服田順次君）**

村長 今井俊郎君。

**○村長（今井俊郎君）**

100年の森林づくり構想については、言葉どおり、将来の東白川村の山を守っていくための調査を行って、後の議論が大変重要なところでございまして、当然個人の財産ですから、一番優先されるべきは山主さんの意向だと思いますけれども、御理解をいただいていくという活動も我々は大変重要かと思っております。特に世代交代が進みますので、今までのように山に対する考え方が若い世代にどういうふうに着いていくのかということも若干の時代の流れがありますので、そこをしっかりと我々の世代としては説明をして、山が単なる生産林だけでなく、東白川村を構成する大事な、重要な重要な自然の要素だよということも御理解をいただいていきたいところでございます。そういう意味で「ゾーニング」という言葉が前に出ておるわけですが、今、議員御指摘のように、今言いましたような山に対する村民の皆さん方の考え方の啓蒙、それから人づくり、あるいは産業としての将来の見据え方、こういったことも重要なテーマとなってまいりますので、おっしゃるとおり、私も議論を進めていきたいなというふうに思っております。

また、その中で手段として、5年間、このモデル事業が活用できるということですので、これについても、実は先ほど答弁いたしましたように、まだ県のほうもしっかりと立ち上げをまだ行ってきておりませんので、これからの活動になるわけなんですけれども、村としてもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

先進地のほかの15の地域の事例を研究せよという御提案ですので、これもまた参考にさせていただいて、特にモデルということは、この後、全国に同じような、施業の仕方ですとか事業の進め方等が発信されていくということですので、私どもは山の関係でいろんな団体、全国組織にも加盟しておるところでございます。そういったところで、江別市も含めて関係が深くなっている全国の市町村がございまして、そういったところとの情報交換も活発に行いながら東白川村の山を守っ

ていきたい、このように考えております。

以上で答弁といたします。

[2番議員挙手]

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

先日、森林組合が例年やっています森林づくり委員会、こういったものが開催されて、毎年、各団地の決算であるとか、いろんな報告事をされてみえる席でも、この2点プラス村長が進めてみえる建築の担い手事業についての報告もあったということをちょっと伺っております。この中では説明はあったわけなんですけど、この中に出た、いろんな職員や行かれた方のお話を伺いまして、急な話で、余りまだ実感としてないというか、そういった部分もございますので、これからやっばり、今、この森林組合を中心とされた森林づくり委員会の方には、このあたりが広報をこれでされたのかなという気はしますけれども、先ほど村長が申された製材業であるとか、それを使ってやっていく建築関連だとか、そういったところにも、村中の木に関する方々にもしっかりと説明をしていただいて、この有利なソフト事業の10分の10、これはあと4年間、使わない手はないと思いますので、ぜひこれを十分利用して、村の林業、木の発展に努めていただきたいということを最後に申し添えておきます。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで暫時休憩を挟みたいと思います。11時から再開したいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

午前10時48分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、3番 桂川一喜君。

[3番 桂川一喜君 一般質問]

○3番（桂川一喜君）

時代おくれになりつつある東白川村の情報通信について伺います。

東白川村は、現在、CATVの同軸ケーブルを介してインターネット接続サービスを提供しています。岐阜県下において東白川村以外の市町村では、既にそれぞれの家庭に直接光ファイバーを引き込むサービスが行き届いています。残念ながら、東白川村だけが光ファイバーではありません。この状態は、まさに情報過疎状態であると言えるでしょう。

情報過疎状態を解消してもらいたいという希望に対して、総務省の見解を伺ったところ、わずか数年前に補助金を使って整備をし終えたうちの村では、新たに補助金を使っての光ファイバー整備

は無理だとの回答をいただいております。

数年前に光ファイバーを整備しなかったことを嘆きたい気持ちはやまやまですが、今はそのことを嘆くよりも、一日も早く情報過疎から脱却する具体的な施策が必要ではないかと思えます。

特に中津川市や白川町、わずか数分で移動できる地域で既に光ファイバー化が終了していることが問題で、今後、Iターン者やUターン者、企業誘致や、新たに事業を起こすことを促したい東白川村にとっても大きなマイナス要因となっていると思われま。

産業としてのニーズだけではなく、住民の生活インフラとしても標準レベルにすら達していないうちの村は、ますます人口増加が望めなくなるのではないのでしょうか。

以上を踏まえて、光ファイバー化を含む情報通信の今後について、村長のお考えを伺いたいと思えます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の質問にお答えをします。

CATVのインターネットサービスに関して、光ファイバー化の課題に対しての御質問であります。

議員御指摘のように、私も情報過疎状態という認識と危機感を持っております。フォレストスタイル事業や、つちのこマルシェ、ホームページの活用などを促進している本村の立場としてもなおさらのことです。

それゆえに光ファイバー化事業につきましては、第5次総合計画でも重要課題と位置づけております。平成28年度から、この総合計画に基づき、実現化に向けて調査を進めているところであり、今年度内には整備計画を樹立し、早期実現を目指してまいります。

総合計画では平成30年度から3年間で整備する計画ではありますが、現在は民間業者の提案について検討をいただいているところであります。

また、番組作成のソフト部門についても、将来は公設民営のスタイルでこの事業に取り組んでいけないか検討をしているところでございますが、このことは結論を急がず回答を求めていきたいと考えております。

日進月歩の技術革新の分野ですので、先日の情報基盤施設管理運営通信協議会では、桂川議員の知見と情報の指導もいただきながら、幸い地域おこし協力隊員の中にはこの分野の専門家であった隊員もおりましたので、担当職員ともどもワーキンググループを立ち上げて、事業計画のもとになる仕様書の作成をお願いしたところであります。

今年度は、この協議会の安江祐策会長にもお願いを申し上げて、精力的に協議会を開催していただき、早期着手ができるよう、計画を樹立するよう努めてまいります。

以上で答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいまの村長の答弁の中にありましたように、ワーキンググループを立ち上げていただき、そのリーダーというか、その中に私が入らせていただくということで、この一般質問の通告をいたしましてからそれが決定いたしましたので、この一般質問の趣旨を少しだけ変更させていただきまして、このワーキンググループで、今後、仕様書と原案をつくっていくときに、特に村長にどんなことに気をつけてつくっていただきたいかとか、村長がこういうことに留意して計画を立てていただきたいかというところを、まず質問したいことが1点。

それからもう一点は、既にこの手の光ファイバーを引くという事業におきましては、かなり多くの予算を割かれるということも予想できているがゆえに、私は必要がない、うちには必要がないという村民の声も少し上がってきております。私の考えるところで、今回におきましては、一部の人がだけが引けて一部の人が引けないという今回のサービスでは、到底この村は、今、民間のほうから引いてもらえる予定がないところで行政ともどもとなって引いていただこうという事業ですので、この場合、うちには必要がないとか、うちは光ファイバーは要らないよという、もったいないという声を抑えていくことが、この事業を今後きちんと成功させていく重要なポイントになるかと思っておりますので、この辺につきましての村長の考え方、それから村民に対してどう周知していくか、どうお願いしていくか、住民の協力を得るかということに関するお考えも重ねてお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ワーキンググループ、ひいては情報基盤施設管理運営協議会にお願いしてまいります大事な観点は、総合計画では3年間というようなスパンを持っておるわけですが、できる限り早期着手、早期実現であります。というのは、今、地方創生で一生懸命いろんな政策を打っている中で、このことが基盤整備としても非常に重要なファクターであるという認識でおりますので、まずスピードを、早期実現、早期着手ということをお願いしてまいりたいと思っております。

もう一方では、事業費に限りがございますので、できる限り安価な方法で、真に住民の皆さんが求めるサービスに特化して事業を完遂したいなというふうに思っております。

具体的なことは、私もまだ情報を得ておりませんので、現在行っているサービスの中でどうしてもやっつけいかなきゃいけない、当然わかっておりますが、そういったことがしっかりできていくことが大事ななというふうに思っております。

2点目、村民の皆さん方の感触でございますが、これはそれぞれがございまして、村長室への投書といいますか、メール等でも、事業をやっている方から、非常に遅い、それからこれでは商売にならんというような御意見もいただいた経緯もございまして。やはり地元の産業を維持するためにも

非常に重要なことだというふうに認識しております。いわば、今、簡易水道で清浄な水が、皆さんは飲もうと思えば飲める。一部提供できないところもあるわけですが、ほとんどのところがそのサービスを受けている。これと同じように、水道の蛇口をひねれば水が出るような状態で基盤整備しておくことが、やっぱり小さな村としても大変重要なことだというふうに考えて事業を進めてまいりたいと思っております。

確かに財源的には大変厳しゅうございまして、大きな投資をしますので、村民の皆様方の御理解をしっかりと得ていく活動、これもしっかりとやってまいりたいと思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいまの村長の答弁は、力強いものだということを受けましたし、私としましても15年ほど前にこれが整備できていればという悔しさの中でようやく、15年という月日はたちましたが、正しいインフラの状態が手に入るであろうという喜びの中で心が震えておりますが、油断することなく、きちんとした、住民にとっても確かな財産、将来にわたって胸を張って引き継ぎができる財産、取得できるお力の助けができればと思っております。

最後に、もう一度村長に質問をしたいと思いますが、やはり今後、Iターン者、Uターン者、それから若者をふやしたいというときに、どうしても最近の村長の全体の指針の中に老人福祉という部分、それも大事だと思います。それとは別に、今後、若者を大事にしていくという思いの中で少し総論的な質問になりますけれども、どうやって若者を支援していくかということの、その簡単な概略的な思いだけをお聞かせ願えればと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

大変難しい質問をいただいたと思います。若者という定義がどういう形で捉えるかによって回答が随分違ってまいりますが、いわゆる移住・定住だけでなく、地元で生活をしている後継者の皆さんが将来に夢を持てるということが大事でございますので、これは産業施策としていろんな手を今打たせていただいているということは御理解をいただいていると思いますし、子育て世代につきましても、若者という範囲で答えるならば、御存じのとおり、しっかりとした子育て支援を展開しております。まだまだ十分とは思いませんけれども、他の市町村に負けないレベルでもって、東白川に住んでよかったと本当に思っていたいただけるような村づくりを今後も進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（服田順次君）

続きまして、6番 今井保都君。

〔6番 今井保都君 一般質問〕

○6番（今井保都君）

東白川村の人口対策について質問をいたします。

日本の2016年に生まれた赤ちゃんの数、出生数でございますが、97万6,979人で、統計をとり始めた1899年以降、初めて100万人を割ったということが厚生労働省の調査でわかったと新聞に出ておりました。

日本の人口は減少期に入っております。

さて、東白川村はどうでしょうか。国立社会保障・人口問題研究所が公表している人口推計では、平成37年には村の人口は2,000人を下回るとの予測が出ておりますが、現状を見ますと、2,000人を割るのはそれよりも早く到達するのではないかと思います。

そこで、何とか2,000人を維持するために、現在、さまざまな施策をとっておられますので、いま一度てこ入れが必要ではないかと存じますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井保都議員の質問にお答えをします。

人口減少問題についての御質問でございます。

議員が質問の中で御指摘のとおり、人口減少は、今や日本全体の問題であり、最近では減少の傾向が以前の予測より加速しているとの報道もあり、深刻な課題となっております。

本村でも平成27年度末と28年度末を比較すると、住民登録人口の数字でございますが、27年度末が2,411人、28年度末が2,354人で、57人の減少となっております。このペースで進むと想定しますと、6年後には2,000人を割る計算となっております。

そこで、国では地方創生総合戦略の名のもと、東京を中心とする都市・区への人口集中を是正すべく、地方への人の流れを起こすさまざまな事業を展開していることは御承知のことと存じます。地方創生の総合戦略の交付金は、このための助成制度であります。本村でも人口減少対策として、この制度を活用していろいろな仕掛けや働きかけを行っております。

少し主なものだけを上げますと、子育て支援策が人口対策の大きな柱であるという観点から、保育料の無料化や教育環境の整備、高校生の通学支援制度、奨学金の返済に対する助成制度など、多岐にわたって実施をしております。

また、住宅政策においても定住促進住宅の整備や、若者向けの単身住宅の整備、古民家情報の提供、いろいろな移住・定住支援策を講じております。

また、産業振興を行い、働く場所の確保も重要な観点であるとの認識から、農業振興、林業振興、商工業振興、第三セクター支援などの施策を他の地域には負けない、そういった自負を持って展開をしていることは議員も御存じのことと存じます。

いま一度てこ入れが必要ではないかとの御質問でございますが、私は、現在展開している事業を継続することと、光ファイバー化や医療福祉ゾーンの整備などを進めていくことが将来のために今

できる布石であると信じて、今後も邁進してまいり所存でございます。

人口対策についても、結果が出るのはすぐではなく、人口減少のスピードが緩くなったり、子供の数がふえたりということであらわれてくるのではないかと信じております。

以上で答弁といたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

今、答弁をいただきまして、私も村の行っている施策の中で人口対策に充てる割合というのは、本当に100%近い政策の中でやっているということは十分認識しております。それで、効果が上がるということについても本当に厳しい、こういうことが当たれば、全国どこの市町村でもすぐ実行するような政策になると思いますけれども、村も一生懸命取り組んでいることはよく理解しております。

私は、岐阜県で2つしかない村、特に東白川村を今後住みよい村にしていくには、やはり村の知名度を何らかの形で少しでも上げることも必要ではないかというふうにかねがね思っておりますので、抽象的ではございますけれども、できたら政策の中に、どうしたら村の知名度を上げられるかというようなこともちょっと御理解をさせていただいて、政策としてなるかどうかはわかりませんが、そういった観点からちょっと検討をしてもらいたいなあというのが質問のあれでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

本村のマスコミを活用しての知名度は、先般の「つちのこフェスタ」で非常にいろんなテレビが取り上げていただいたり、また新茶の情報なんかもテレビ番組で出たということで、ああいった話は、これで満足ということじゃなく、継続することが大事だと思っております。

つちのこの話題性だけでなく、産業や、そして人口対策をしっかりとやっている村としての情報発信、これもCATVや、そしてホームページを活用しながら、どんどんと発信をしてみたいと考えております。

○議長（服田順次君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をとります。

午前11時17分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第38号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第7、議案第38号 字区域の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 今井義尚君。

○建設環境課長（今井義尚君）

議案第38号 字区域の変更について。地方自治法第260条第1項の規定により別紙のとおりそれぞれの字区域を変更するものとする。平成29年6月20日提出、東白川村長。

次のページへ行きまして、変更理由書。平成26年9月22日付農整第545号で事業決定された県営土地改良事業（東白川地区）の施行により、字区域の変更を必要としたため。

今回、説明資料を提出しておりますので、説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の字区域の変更につきましては、神付地内に造成しました茶園でございますが、字小田3162-4という地番でございますが、これは地積が38平米で、地目は公衆用道路でございます。この土地を、今回、換地作業に伴いまして整理するというので、全体を見ますと、今回の茶園造成の箇所は字小倉となっておりますけれども、小倉地内に字小田が1筆入るというようなことで、これを整理するというので、今回、3162-4番地を「字小田」から「字小倉」に変更するというものでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号 字区域の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号 字区域の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第8、議案第39号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第39号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年6月20日、東白川村長。

それでは、別冊のほうの新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず表のほうですが、右側が現行で左側が改正後になってございます。

まず第2条の2でございしますが、こちらのほうは引用条文の改正ということで、内容等の趣旨については変更ございません。育児休業法第2条第1項といたしますのは条例で定める者ということですが、2条1項については育児休業の対象となる職員の子を規定しておりますが、それに条例で定める者が子と同等に含まれるという趣旨のものでございます。改正につきましては、児童福祉法の改正がございまして、児童福祉法によります養育里親の条文が「第6条の4第2項」から「第6条の4第1号」に変更になったための引用条文の変更でございします。

後段のほうにつきましても同じ趣旨で、「第6条の4第1項」から「第6条の4第2号」に、養育里親、現行では「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」となっていますが、「養子縁組里親」の表現をあわせて改正をしておるものでございます。この3点が変更点でございします。

続きまして、第3条のほうにつきましても、育児休業法第2条第1項がございまして、こちらの条文については、当該子について育児休業については1回だけということを決めたものでございますが、制限をするものでございますけれども、ただし書きがございまして、条例で定める特別の事情がある場合については、1回だけではなくて再取得ができるという規定の中に、新たにその要件を追加したものでございます。第3条1項(6)でございしますけれども、従前につきましては、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことが特別の事情でございましたけれども、さらにそれに加えまして、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、それから2点目としまして就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律によります第2条第6項の規定によります認定こども園、それから3点目としまして児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等となっていまして、この3点を、裏の面へ行っていただきまして、における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことということが追加されまして、このことにつきましても、いわゆる待機児童扱いになって

いる子についても特別な事情として育児休業が再取得できるというような、手厚くするというような規定でございます。

それから第4条、それから第11条も同じような趣旨でございまして、育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情ということで、育児休業の期間の延長については、これも1回に限るということが育児休業法のほうで決まっておりますけれども、それを再度延長できる特別な事情を定めてございまして、配偶者が負傷または疾病により入院、それから別居以外に、第2条のところの説明しました、いわゆる待機児童の状態になっている者についても延長ができるということでございます。

それから、第11条のほうの育児休業法第10条第1項ただし書きの特別な事情でございしますが、第10条の第1項につきましては、1回目の短時間勤務の取得、育児休業法で短時間勤務が認められておるわけですが、1回目の短時間勤務から2回目の短時間勤務の取得までの経過は、経過期間がありまして、1年以上たたないと2回目はとれませんよという規定になっておりますけれども、この特別な事情がある場合について1年を経過しなくても取得できるということでございまして、そちらの規定のほうに、いわゆる待機児童に係る子について条文が追加されたということでございます。

本文のほうに戻っていただきまして、附則でございしますが、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第40号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第9、議案第40号 東白川村常勤の特別職職員の平成29年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第40号 東白川村常勤の特別職職員の平成29年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員の平成29年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成29年6月20日、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、条例の制定でございますが、東白川村常勤の特別職職員の平成29年度における期末手当の割合の特例に関する条例。平成29年度に限り、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の207.5」とあるのは「100分の197.1」と、「100分の222.5」とあるのは「100分の211.4」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するというもので、ちょっとわかりやすくするために新旧対照表の5ページのほうをごらんいただきまして、右側のほう、現行となっておりますのが削減前ということで、実際はこの特別職職員の給与に関する条例のほうは改正しませんけれども、わかりやすくするために改正形式で提出をしております。右側が削減前で左側が適用後ということでございまして、第5条の第2項のところの後段のほうに、6月に支給する場合においては、現行については100分の207.5、12月に支給する場合については100分の222.5、これをそれぞれ197.1と211.4の額に、29年度に限り変更するというものでございます。

率にしまして5%の削減ということになりまして、通常ですと年間4.3月の支給になりますけれども、それを4.085月で、0.215月分を減ざると、5%減ということでございます。特別職職員といえますのは、村長と教育長が該当するものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号 東白川村常勤の特別職職員の平成29年度における期末手当の割合の特例に

関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 東白川村常勤の特別職職員の平成29年度における期末手当の割合の特例に関する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第41号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第10、議案第41号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 伊藤保夫君。

○診療所事務局長（伊藤保夫君）

議案第41号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年6月20日、東白川村長。

1枚おめくりいただいて、東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

別紙の新旧対照表の7ページのほうをごらんいただきたいと思います。

ここの第2条のところでは特殊勤務手当の種類でございますが、現行では第1号の感染症防疫作業手当から第5号の夜間看護手当の5つがあるわけですが、今回、第6号ということで地域医療手当を加えるものでございます。

第8条で東白川村国保診療所に勤務する医師である職員で、かつ在職期間が10年を超える場合には、勤務1月につき30万円の範囲内で村長の定める額の地域医療手当を支給するというものでございます。これにつきましては、先月の全員協議会の折に、この手当を創設させていただくということにつきまして、所長の初任給調整手当でございますが、当初、赴任いただいたときから21年を経過して、その間に約25万円ほど減額されたというようなことで、あと2年でこれが廃止になるということで、それにかわる意味で新たな手当を創設するという意味で、今回、地域医療手当を創設するものでございます。

それでは、戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

この条例が過去21年前に僻地医療手当というような勤務手当が創設をされて、今度その残額が31年にはなくなるということで、大変私自身びっくりしたわけです。先日、これを村長からお聞きをして、こういった手当があるということ自体を私自身も知りませんでしたのでやむを得ない。医師等については、新たな方を採用するのにも大変難儀であるということも十分わかっておりますし、医療福祉ゾーンの整備を今後進めていく上において大変悩みました。このことを本当に、月々30万、今回、まだ補正で後ほどお認めすることになるろうかと思えますけれども、18万というような、徐々に上げていくというような先日の全員協議会では答弁でございましたけれども、一挙に今度上がって、条例とはこれは関係ないわけですが、そのことについてはしっかりと村長に監督責任を負っていただいて、本当に村民のためにしっかりと働いていただけるような診療所であるということ、しっかりここで覚悟していただくようお願いだけはしておかないと、この条例もお認めすることはできないなあというふうに思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議員質問の減額、やがて廃止になる手当は初任給調整手当という手当でございまして、北川所長が東白川村へ採用されたときの経緯もございまして、るる説明を申し上げたことが、今回、こういった新しい手当をつくって、さらに頑張って地域医療に従事をしていただくという指示を出して、新しい医療福祉ゾーンも整備する中で新しい医師を確保する、これはなかなか大変難しいことでもございまして、北川所長も21年間ですか、しっかりと務めていただいた。最近是非常に地域に溶け込んだ活動にも積極的に取り組んでおってくれますし、医療については間違いなく実施をしていきたいということで、医師確保のために、これは必要な措置であろうという考えで御提案を申し上げるところでございまして。

議員御指摘のとおり、当然公務員ですから村長の命令下ですね、しっかりと勤務をしていただくことは当たり前のこととございまして、なお一層の努力をお願いしてまいり、これは私の責任において実施するということをお約束しておきますし、医師2人体制で今やっておるわけなんですけれども、この北川所長がしっかりと管理監督をしておってくれるおかげで自治医科大学の若い先生も安心して県が派遣してくるといふ、そういうことにもつながっております。

将来はどうなるかわかりませんが、自治医科大学派遣の医師でもって2人目を確保している現状においては、非常に大事な先生であるというふうに認識をしております。今後ともしっかりと仕事をしていただくよう、当然ながらお願いといたしますが、命令をしていきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

質疑というか、今、議案第41号がされているわけですが、その村長名で出されている議案第41号の提出するという書類が私のにはないんですけれども、皆さんはありますか。

附則関係はあるんですけれども、第41号というのが私のにはないんですけれども、議案が提出をされていないということになりますかね。

○議長（服田順次君）

暫時休憩をとりたいと思います。

午前11時41分 休憩

---

午前11時45分 再開

○議長（服田順次君）

それでは、会議を再開します。

質疑はほかにありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第42号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第11、議案第42号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第42号 東白川村税条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年6月20日、東白川村長。

次のページをお開きいただきたいと思います。

東白川村税条例の一部を改正する条例。東白川村税条例の一部を次のように改正するという事で、別冊の新旧対照表の9ページをごらんいただきたいと思います。

左側が改正案、右側が改正前となっております。

今回の改正につきましては、地方税法の改正によるものと村の条例をインターネット上に公開するというに伴う文言の改正、条例間の整合性と、あと地方税法との整合性を図るものです。先日の総務常任委員会のほうで御説明させていただいておりますので、朗読を省略させていただいて、改正ポイントを中心に説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(用語) 第2条第4号から11ページの(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条、12ページに移り、その第1号の「の申告書」を削るまでは、文言の追加、条例間の整合性を図る改正です。

12ページ中段、(所得割の課税標準) 第26条第4項の改正及びただし書きの追加から、14ページの第26条第6項の改正及びただし書きの追加につきましては、地方税法の改正に伴うもので、特定配当等及び特定株式等の譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に基づきまして、その他の事項を勘案しまして、村長が課税方式を徹底的にこれを明確に加味したものです。

14ページ中段に移りまして、(寄附金税額控除) 第26条の8第1項第3号の改正は、文言の追加でございます。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第26条の10第1項の改正は、第26条の改正によるものです。

15ページに移りまして、(村民税の申告) 第28条の2第1項から、18ページの(普通徴収に係る個人の村民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収) 第32条の2までは、文言の改正と条例間の整合性を図るものです。

18ページ上段の(給与所得に係る個人の村民税の特別徴収) 第32条の2の2第4項中「第32条の5」を「第32条の5の2」に改め、同条に次の1項を加えるということで、第6項の追加につきましては、次の改正文に出てきますけれども、第32条の4第2項をそのままこの条に移すもので、条例間の整合性と地方税法との整合性を図るものです。

続きまして19ページに移りまして、(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第32条の4から、22ページの第32条の5の6第1項までは、文言の追加と地方税法及び条例間の整合性を図るものです。

22ページ中段に移りまして、(法人の村民税の申告納付) 第32条の6の各項の改正につきましては26ページまでありますが、文言の改正及び地方税法の改正に伴い、延滞金の計算額となる期間を定める規定の整備でございます。

26ページ上段に移ります。(法人の村民税に係る不足税額の納付の手續) 第32条の7の各項の改

正は、28ページまでありますが、延滞金の計算の基礎となる期間に係る条整備でございます。これも地方税法の改正に伴うものでございます。

28ページの上段に移りまして、（法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）第34条から、29ページ、（分離課税に係る所得割の普通徴収）第35条の11までは、文言の修正と地方税法改正に伴う条例間の整合性を図るものです。

（固定資産税の課税標準）、30ページに移りまして、第40条の2第8項中「、法第349条の4又は法第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改め、同条の次に次の1条を加えるということで、（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）第40条の3を追加します。地方税法の改正に伴いまして、第40条の2につきましては、震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産などに対する固定資産税の課税標準特例を規定するものです。

追記します第40条の3は、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のそれぞれの認可を受けた者について村の特例を規定するもので、子育て支援の意味もあります。

続きまして、（固定資産税の非課税の申告）第42条の3から、32ページ、第42条の5の2までは、地方税法改正に伴う条例間の整合性を図るものです。

33ページに移りまして、（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）第42条の6は、居住用高層建築物における家屋の固定資産税額が低層階でも高層階でも同じであることから、これを補正する場合の提出物を規定する改正でございます。

（法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出）第42条の6の2の改正は、36ページまでありますが、地方税法の改正によるもので、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定整備でございます。

36ページ中段に移りまして、（被災住宅用地の申告）第55条の2は、これは地方税法の改正によるもので、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を規定する常設規定を整備するものです。

37ページに移りまして、（特別土地保有税の納税義務者等）第134条から、38ページの（特別土地保有税の課税標準）第137条は、条例間と地方税法の整合性を図る改正でございます。

（入湯税の課税免除）第145条を次のように改める、第145条を削除、これにつきましては、地方税法との整合性を図る改正でございます。

附則、（個人の村民税の所得割の非課税の範囲等）第4条の5第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める、地方税法の改正により、控除対象配偶者の名称が変わったことによるものです。

39ページにつきまして、附則第5条の7は、条例間の整合性を図るものです。

（肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例）第6条第1項中「平成30年度」を

「平成33年度」に改める。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例につきまして、納期限適用期間を3年間延長するための規定整備です。

40ページに移りまして、（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例）附則第7条の4は、条例間と地方税法との整合性を図ること、控除の適用期間を3年間延長する規定を整備するものです。

41ページに移りまして、（読替規定）附則第7条の6を次のように改める、これは地方税法の改正に改めて改正するものです。

（法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合）附則第7条の6の2は、法規則が1条削除されたための改正でございます。内容的には、第33条が第32条に1条繰り上がるということです。

42ページに移りまして、（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）附則第7条の8の改正と1項の追加ですが、これは47ページまでありますが、地方税法改正に伴う平成27年度から28年度に建築された住宅に係る固定資産税に関する特例の規定、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書を規定する規定の整備でございます。

47ページから49ページまでの上段にあります、（軽自動車税の税率の特例）附則第13条の改正及び項の追加につきましては、軽自動車税のグリーン化特例につきまして適用期間を2年間延長するための規定整備でございます。

49ページに移りまして、附則第13条の2を次のように改める。（軽自動車税の賦課徴収の特例）につきましては、地方税法に新設されたもので、平成28年度中に一部のメーカーが燃費性能を偽った不正があったことを受けまして、国土交通大臣の認定が取り消された場合に軽自動車税の賦課徴収の特例についての規定を整備するものでございます。条文は50ページまであります。

50ページ中段につきまして、（上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例）附則第13条の3から52ページ中段の（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例）附則第16条の2までの改正及びただし書きの追加につきましては、特定配当等に係る所得、一般株式等に係る譲渡所得等及び住宅適用配当に係る、それぞれの所得につきまして、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、村長が課税方式を決定できることを明確にさせるための改正でございます。

54ページに移りまして、下段のほうですけれども、附則第18条第1項中「第54条」を「第36条」に改める、条例間の整合性を図るものでございます。

本文に戻っていただきまして、先ほどのページから10ページほどめくっていただくと、下のほうに附則があります。

附則、（施行期日）第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

次のページに移っていただきます。第1号、附則第5条の規定、これは特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例になります。平成30年1月1日。

第2号、附則第4条の5第1項の改定規定、これは個人の村民税の所得割の非課税の範囲等の改正部分でございます。及び次条第2項は、村民税に関する経過措置の規定でございます。平成31年1月1日。

第3号、附則第4条の5の規定、平成31年10月1日。

(村民税に関する経過措置)第2条、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成28年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第2項、前条第2号に掲げる規定による改正後の村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第3項、新条例第32条の6第3項及び第5項並びに第32条の7第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第32条の6第3項または第32条の7第2項に規定する納期限が到来する法人の村民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項、新条例第40条の2第8項及び附則第7条の6、これは大規模な償却資産に当たります。改正後の地方税法の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

次のページへ移ってください。

3項、新条例第40条の3の規定は、これは先ほど言いました保育所の規定でございます。平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第4項、新条例第42条の6の2第2項及び第55条の2の規定は、共用土地の按分に関する規定でございます。平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第5項、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第6項、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置) 第4条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第2項、村長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを村税条例第67条第2項の納期限後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者に対し、次のページに移りますが、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申し出の機会を与えられた第三者が当該申し出をしたときは、当該第三者——自動車メーカーということであります——を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用する。

第3項、前項の規定による申し出をした第三者は、当該申し出を撤回することができない。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第42号 東白川村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とし、昼食をとりたいと思います。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第43号から議案第45号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第12、議案第43号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から日程第14、議案第45号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの3件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第43号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。平成29年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,098万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,170万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。平成29年6月20日提出、東白川村長。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきまして、5ページの第2表 地方債補正をごらんいただきたいと思います。

第2表 地方債補正、追加でございます。

起債の目的、公共施設等適正管理推進事業債、限度額1,400万円、起債の方法、普通貸借、利率、4%以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえをすることができるということでございます。

この起債につきましては、新たに設置されましたもので、借り入れの条件が公共施設等総合管理計画の策定でありまして、支払いについては28年度に確定をしまして、今回、この起債を利用して道路の修繕等の計画をしたものでございます。

続きまして、7ページの事項別明細書のうち総括は省略をさせていただきまして、9ページのほうへお願いしたいと思います。

2. 歳入でございます。

9款1項1目地方交付税、補正額2,186万8,000円、説明のほうへ行っただきまして、普通交付税2,586万8,000円の追加でございます。収支のバランスをとるための追加でございます。特別交付税400万円の減額、歳出のほうで出てまいりますが、地域おこし協力隊の1名減に伴って特別交付税の減額を見込んだものでございます。

11款2項3目民生費負担金、補正額37万9,000円、説明のほうで認可保育所措置児童保育料で、広域入所による園児1名がふえたものによるものでございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額129万5,000円の減額でございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございますが、当初、補助対象として見込んでおりましたけれども、今年度の事業については補助対象外という扱いになりましたので減額させていただくものでございます。

同じく4目で衛生費国庫補助金で補正額が3万9,000円の減額でございます。がん検診推進事業補助金で減額でございますが、新たに当該事業に対する県の有利な補助金が出てきましたので、国庫のほうをちょっと取り下げまして、県の補助金に切りかえるものでございます。

14款2項4目で衛生費県補助金で補正額8万7,000円でございます。大腸がん検診受診率向上事業補助金ということで、県の新規事業補助金をがん検診のほうへ見込んだものでございます。

14款2項6目で農林水産業費県補助金で補助額が365万5,000円でございます。1節の農業費補助金では150万円でございますが、新規就農総合支援事業の補助金を見込んでおります。新規事業に対する補助金でございます。2節林業費補助金で215万5,000円で、森林整備地域活動支援交付補助金でございますが、当初に見込んでおりましたものより県の交付決定のほうを追加で交付がされてきましたので、増額の追加を行うものでございます。

14款3項2目で総務費県委託金で補正額が6万9,000円でございます。就業構造基本調査委託金、統計の調査でございますが、交付決定がありましたので、当初には見込んでおりませんでしたが見込んだものでございます。

16款1項2目で指定寄附金、補正額17万円でございます。3節で民生費指定寄附金の社会福祉施設整備指定寄附金のほうに、愛知県の田口豊喜様から10万円いただきましたので受け入れをするものでございます。10節で教育費指定寄附金では、保育園指定寄附金ということで、大沢の今井愛子様から7万円いただいたものを受け取るものでございます。

17款1項16目で消防活動基金繰入金、補正額が50万8,000円でございます。消防のほうで消防活動基金の取り崩しでございますが、ポンプの修理費の財源として取り崩しを行うものでございます。

続きまして、次のページで19款4項4目で雑入でございます。補正額が158万7,000円でございます。説明で消防団員退職報償金が21万7,000円、人数は変わりませんが、中の人異動によりまして増額になっております。がん検診料のほうは8万7,000円の減でございますが、県の補助金は自己負担分についての補助金ということで、こちらのほうで自己負担分を軽減しまして、県の補助金をいただくという形になっております。保育所広域入所受託料101万1,000円でございます。広域入所の入所地につきましては美濃加茂市ということで、美濃加茂市さんのほうからいただくものでございます。広報作成用アプリケーション利用料返納金ということで、28年度にアプリケーションの利用料を払ったわけですが、その返納金ということで、いわゆる利用料の値引きとして返納されたものでございます。中濃地方都市地域整備推進協議会の解散配分金でございますが、12万6,000円ということで、解散に伴うものでございます。障害者施設介護給付費過年度分返還金30万円、過年度から過払いの返還でございます。

20款1項8目で土木債でございます。補正額が1,400万円、先ほど起債の第2表で説明させてい

ただきました土木債、起債ですが、公共施設等適正管理推進事業債ということで1,400万円、道路等路面の修繕工事をさせていただくものでございます。

### 3. 歳出でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額が253万4,000円の減、説明のほうへ行っていただきまして、総務一般管理費で給料が155万2,000円の減、職員手当等で128万6,000円の減、扶養手当から児童手当及び子ども手当のところまで、それぞれ減額調整しております。需用費で修繕料、施設の修繕料で11万4,000円の追加でございますが、村民センターの地下タンクで破損が生じまして、そちらのほうの修繕を行うものでございます。委託料、自動扉開閉装置の保守点検委託料ですが、単価アップ等によりまして追加をお願いするもので、15万6,000円でございます。工事請負費、電話回線の増設工事でございます、庁内の内線電話ですが、少しオーバーフローぎみになっておりまして、業務に支障が出てきたということで、休止のNTT回線等を復活とか防災無線の追加等を行いまして3万4,000円で、回線のほうの増設、3回線ほど接続したいものでございます。それから、マイナンバー制度活用費につきましては、財源補正ということで、先ほど歳入のほうで出ました補助金が減額になりますので、一般財源扱いということでございます。

2目で文書広報費、補正額ゼロで、こちらも財源補正ということで、広報広聴活動事業のところ  
で2万円の雑入のページのものでございます。

5目で財産管理費119万8,000円の追加でございます。説明のほうへ行っていただきまして、庁用車管理費で役員費、保険料、自動車損害任意保険料でございますが、新規に野菜運搬車の保険代を手当てするもので、14万2,000円でございます。行政情報化推進費、役員費、手数料でネットワーク設定変更手数料ということで、7月1日から子育てワンストップというマイナンバーを利用したサービスが開始されますが、そちらのほうでネットワークのセキュリティーの強化を進めていきたいということで設定変更したものでございます。次のページへ行っていただきまして、使用料及び賃借料で事務機械リース料でございます。輪転機の印刷機、総務課に設置してあるものでございますが、ちょっと老朽化が激しいということで、今、7年リースのちょうど5年たったところなんです  
が、機器ですので5年の償却が終わりまして傷みが激しくなったということで、ちょっと7年リースのほうの見直しをしていただきまして、新たにリースを開始したいというものでございます。総合行政情報システム運営費、使用料及び賃借料で子育てワンストップLIGWAN-ASP利用料ということで、こちらは岐阜県行政情報センターさんのシステムを利用することにしておりまして、そちらのほうの利用料金が47万7,000円でございます。

6目で企画費、補正額34万円の追加、企画費一般で負担金、補助及び交付金で補助金でございます。老朽空き家解体事業補助金でございますが、30万円の追加ということで、29年は既に2件の実績がございまして30万円を消化しましたので、今後のために、もう一件分でございますけれども、手当てをしていきたいというものでございます。結婚推進対策事業で、報償費、結婚相談員の謝礼ということで4万円、1名増員をして活動の充実を図っていきたいということでございます。

続きまして、10目で地域情報化事業費でございますが、補正額が250万2,000円の追加でございま

す。CATV機器管理運営事業で委託料、ネットワーク設定委託料でございますが、こちらのほうについては村内のインターネット回線の速度対策ということで、東白川から美濃加茂の中部ケーブルネットワークさんのアクセスポイント、村からいうと上位回線になりますけれども、そちらのほうを100メガのものを1,000メガまで増強しまして、速度の改善を図りたいというものでございます。工事請負費で電柱移設工事でございますが、既に何件か移設工事がありまして、今後のために予算の手当てをしたいということで156万2,000円の追加をお願いしたいものでございます。

2款2項1目で税務総務費、補正額が10万1,000円の減額でございます。税務総務費で給料16万1,000円の追加、職員手当等で26万2,000円の減額で、手当の内容としまして、期末手当から児童手当及び子ども手当までそれぞれ増減になっておりますが、人事異動等による増減でございます。

2款3項1目で戸籍住民基本台帳費、補正額が371万6,000円の追加でございます。戸籍・住民基本台帳費で給料が209万9,000円の追加、それから職員手当等で105万1,000円の追加ということで、期末手当から通勤手当まででございます。共済費で職員共済組合負担金で56万6,000円の追加、人事異動によるものでございます。

2款5項1目で統計調査費、補正額6,000円の追加でございます。就業構造基本調査、歳入で入れました補助金に対する歳出ということで、補助金のいただける分について消耗品費等で追加をするものでございます。次のページへ行っていただきまして、事務用消耗品ということでございます。

3款1項1目で住民福祉費、補正額が250万5,000円の減額でございます。住民福祉費一般、給料で101万9,000円の減額、職員手当等で98万円の減額ということで、手当については扶養手当から通勤手当まで、それぞれ減額ということでございます。共済費では、職員共済組合負担金で50万6,000円の減額、それぞれ人事異動に伴うものでございます。

3目で保健福祉費、補正額が15万4,000円の追加でございます。説明のほうで保健福祉費一般で積立金、社会福祉施設整備基金積立金10万円、寄附金を積み立てるものでございます。民生委員会費でございますが、負担金で全国民生委員児童委員大会参加負担金ということで、新たに参加を計画してもらうものでございますが、民生児童委員制度創設100周年の大会が東京のほうで開催されてまして、本村の委員さんが可茂の代表になられたということで、出席をいたす必要になったということで追加をお願いするものでございます。

4目で老人福祉費9万8,000円の追加でございます。神土交流サロン運営事業で委託料、火報設備点検委託料で4万9,000円の追加、同じく五加交流サロンのほうも火災報知機の設備点検委託料の追加4万9,000円でございます。消防署の指導を受けまして、今回、措置をさせていただくものでございます。

3款2項1目で児童福祉総務費、補正額が160万8,000円の追加でございます。子育て支援室運営事業、給料で62万4,000円の追加、職員手当等で79万9,000円の追加でございます。手当は、扶養手当から児童手当及び子ども手当まででございます。共済費のほうは職員共済組合負担金18万5,000円で、それぞれ人事異動に伴う調整でございます。

2目認可保育所費で632万3,000円の減額でございます。みつば保育園運営費で給料376万6,000円

の減額、職員手当等で148万6,000円の減額、期末手当から次のページの通勤手当まで調整をしております。共済費の職員共済組合負担金128万4,000円の減、人事異動に伴うものでございます。需用費、消耗品費で被服費でございます。こちらは新たな企画のものでございまして、保育士が統一した服装（ウェア）で勤務することによりまして、園児、保護者に対して安心感を与えるような体制をとりたいということで、ウェア、作業着ですけど、整備するということで7万円を予定しております。この体系につきましては、ウェアの貸与と、村の備品ということにしまして貸与するという形をとりたいと考えております。備品購入費で保育園の関連備品、これは寄附金をいただきまして、その有効利用ということで運動会用品を整備するもので、14万3,000円でございます。

4款1項1目で保健衛生総務費、補正額が56万1,000円の減額でございます。保健衛生総務費一般で給料425万1,000円の減、職員手当等で179万7,000円の減、期末手当から通勤手当まででございます。共済費、職員共済組合負担金で100万円の減、人事異動に伴うものでございます。繰出金、診療所特別会計施設整備繰出金648万7,000円で、福祉医療ゾーンの整備に係るものでございますが、詳細については診療所会計のほうで説明をしますので、お願いしたいと思います。

2目予防費、補正額ゼロでございます。健康増進事業、がん検診で財源補正でございます。国・県支出金で4万8,000円の増、その他で雑入ですが8万7,000円の減という財源補正でございます。国庫補助金の減額、県補助金の追加、それから個人負担金の減額等の内容でございます。

4款1項3目で母子健康センター費、補正額が23万9,000円の追加でございます。母子健康センター費一般で23万9,000円でございます。給料で12万4,000円の追加、職員手当等で11万5,000円の追加、期末手当、勤勉手当でございます。人事異動に伴うものでございます。

5目環境対策費322万1,000円の追加、環境総務費、賃金、臨時職員の賃金で322万1,000円の追加でございます。当初は予定しておりませんでした。臨時雇用1名を追加で雇用しましたので、そちらのほうの人件費の手当でございます。

6款1項2目で農業総務費で補正額が19万1,000円の減額でございます。農業総務費で給料で17万2,000円の減額、職員手当等で4万9,000円の減額、それぞれ扶養手当から児童手当までの補正でございます。共済費が3万円の追加ということで、人事異動に伴うものでございます。

続きまして19ページですが、3目で農業振興費、補正額が169万円の追加でございます。まず農業振興費各種補助金では、補助金、新規就農者園芸資材導入支援補助金ということで、トマトの新規就農者の方が見えましたので、そちらのほうの支援ということで、資材補助を19万円ほど予定しております。新規就農育成支援事業ということで青年就農給付金でございますけれども、150万円の追加ということで、こちらのほうは水稻の無農薬栽培で就農されましたので、補助金、支度金の150万円の支援でございます。

続きまして、4目の農業構造改善事業費で186万9,000円の追加で、農業構造改善事業（一般）で工事請負費でございます。農業構造改善施設修繕工事ということで186万9,000円ですが、神付の五葉会館の雨漏りの屋根修繕の費用でございます。

7目で農地費、補正額50万円でございます。農地総務費で工事請負費、農道修繕工事で50万円で

ございます。大沢の官民協働によります歩道設置につきまして、一部橋梁部分につきまして直交で行う必要性が出たということで、そちらの予算の追加でございます。

6款2項1目で林業総務費、補正額72万5,000円でございます。林業総務費、給料17万8,000円の減額、職員手当等で50万9,000円の追加、通勤手当から児童手当及び子ども手当まででございます。負担金、補助及び交付金では負担金でございますが、ヒノキ海外展開事業の負担金ということでございまして、支出先につきましては白川町ということで、白川町の提案によるもので、ヒノキの海外販路を目指すもので、視察先は中国ということで、東白川からはとりあえず1名分の旅費を見込んでおるところでございます。

続きまして、2目で林業振興費、補正額が287万4,000円でございます。森林整備地域活動支援交付金事業で補助金、森林整備地域活動支援交付補助金でございます。県の交付決定によりまして追加交付がされましたので、その部分を当初予算に上乘せしまして補正を行わせていただくものでございます。事業の内容は、森林整備計画の策定ですとか、条件整備を行うものでございます。

次に7款のほうに参りまして、7款1項1目で商工振興費、補正額が20万7,000円の追加でございます。地域振興費一般で給料16万7,000円の追加、職員手当等で4万円の追加、人事異動に伴うものでございます。

2目地域づくり推進費で412万2,000円の減額でございます。地域おこし協力隊事業で412万2,000円の減額でございますが、賃金で262万2,000円の減、次のページへ行っていただきまして、旅費で13万6,000円の減額、需用費で11万4,000円の減額、委託料、協力隊育成研修委託料ですが、39万1,000円の減額、それから負担金、補助及び交付金の負担金で地域おこしセミナーの参加費の負担金ですが65万4,000円の減額、補助金で地域おこし協力隊員住宅等補助金ですが20万5,000円の減額ということで、全体で協力隊員1名が退職しましたので、そちらのほうの経費について調整を行うものでございます。交付税措置が400万ということで、それに合わせて予算を組んでおりましたので、それに近い金額の減額ということになっております。

8款1項1目で土木総務費、補正額が596万2,000円の追加でございます。土木総務費一般で給料314万7,000円の追加、職員手当等で166万円の追加、扶養手当から児童手当及び子ども手当まででございます。共済費で職員共済組合負担金94万1,000円の追加、人事異動に伴うものでございます。負担金、補助及び交付金で補助金でございますが、生活道整備補助金1件、新規に申請がございましたので、こちらのほうの予算の追加ということでございます。

8款2項1目の道路橋梁維持費で補正額が2,436万円の追加でございます。事業では道路橋梁維持事業で876万円の追加でございますが、内容としまして、委託料で神矢線の測量設計業務委託料で500万円の減額、これは当初の見積もりを再精査しましたところ、減額にできたということで減でございます。村道曲坂線登記測量委託業務、これにつきましては曲坂線周辺の境界が不明確になっているということで、そちらの方を整備するための登記の業務で330万円でございます。使用料及び賃借料の道路維持管理関係機械借り上げ料でございますが、道路橋梁の小破修繕に対応するための機械の借り上げ料の追加でございます。工事請負費は村道維持修繕工事で926万円の追加とい

うことですが、落石防止の緊急性の高いものが出ましたので、そちらのほうの修繕、4路線ほどでございませけれども、補正で追加したいというものでございます。公共施設等適正管理推進事業は工事請負費で村道等路面の修繕工事になりますが、防災安全等で対象とならない工事ということで、修繕計画にある穴沢本線につきまして、歳入のほうで説明させていただきました新規の起債を活用して実施したいということでございますが、一応県のほうから提案があつて検討した結果のものでございます。

続きまして23ページですが、8款3項1目で住宅管理費、補正額が238万8,000円の追加でございませ。住宅管理費で修繕料、施設修繕料15万6,000円、これは木曾渡住宅でございませ。退去修繕料については、木曾渡住宅、それから清流荘のハウスのクリーニングを行わせていただくというものでございませ。工事請負費は村営住宅の維持修繕工事ということで193万2,000円でございませが、曲坂住宅の退去者の部屋のほうですが、老朽化に伴います修繕ということで、水回り関係を主に修繕を行いたいというものでございませ。

8款4項1目河川砂防費、補正額が150万円でございませ。河川砂防事業で工事請負費、平急傾斜地排水流末改修工事ということで、平下地区になりますけれども、水路の修繕工事でございませ。

9款1項1目で非常備消防費、補正額が5万7,000円でございませ。消防総務費で負担金、消防団員の退職報償金5万7,000円ということで、退職者の人数は変更ありませんでしたけれども、中で人がちょっと当初と入れかわつたということで追加費用が必要になつたものでございませ。消防施設管理費では修繕料でポンプの修理代ということで、全協のほうで説明させていただきました落下による破損を神付のポンプの修理代100万円でございませ。

3目で災害対策費、補正額が22万8,000円でございませ。災害対策費の修繕料で、非常用の発電機点検修繕料22万8,000円でございませが、こちらは保安協会の点検で指摘を受けまして、別館の屋上に設置してあります非常用の発電機で、非常灯を照らす小さなものでございませけれども、老朽化しているので修繕が必要だという指摘を受けましたので、修繕をしたいものでございませ。

10款1項2目で事務局費、補正額が19万4,000円でございませ。教育委員会事務局費の給料で36万5,000円、職員手当等で17万1,000円の減額、手当については扶養手当から児童手当及び子ども手当まででございませ。人事異動に伴うものでございませ。

25ページでございませ。

10款2項1目学校管理費、補正額が34万3,000円でございませ。小学校管理費一般、役務費で手数料、検診・検査料でございませが、こちらにつきましては、高電圧のトランス内のPCBの含有量を調査するものでございませして、これが基準値を超えた場合には産廃の処理が必要になるということで、まずPCBの含有量の調査をさせてもらうものでございませ。小学校施設営繕費では、工事請負費、小学校屋内運動場、体育館のほうでございませが、雨漏りの修繕工事ということで、ステージ側のほうで雨漏りが発生したということで修繕をするものでございませ。

10款4項2目で公民館費、補正額が34万7,000円でございませ。はなのき会館管理費でございませ。役務費で検診・検査料については、先ほどの小学校のほうの高圧トランス内のPCBの含有量

調査と同じものでございます。委託料が電気保安点検委託料ということで、28年度に行いました大規模改修工事によりまして単価がアップしたということで、アップ分の補正でございます。工事請負費、はなのき会館の花壇設置工事が24万7,000円でございますが、慰霊塔保存会のほうから要望がありましたもので、慰霊塔の前に花壇を設置するものでございます。設置後の管理につきましては、奉賛会のほうにお願いする予定にしておりますのでお願いします。

一般会計は以上でございます。

**○議長（服田順次君）**

村民課長 今井明德君。

**○村民課長（今井明德君）**

議案第44号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,350万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年6月20日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきますのでお願いいたします。

2. 歳入、10款1項1目繰越金、補正額が10万2,000円、前年度繰越金でございます。

8ページに移りまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額10万2,000円、職員手当等の増額補正でございます。

以上でございます。

**○議長（服田順次君）**

診療所事務局長 伊藤保夫君。

**○診療所事務局長（伊藤保夫君）**

議案第45号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）。平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ753万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,665万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年6月20日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの歳入歳出予算補正及び5ページ、6ページの事項別明細書の総額の朗読を省略しまして、7ページの歳入から説明させていただきます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額648万7,000円、一般会計施設整備繰入金、これは歳出で出てきますが、医療福祉ゾーンの整備に伴います繰入金でございます。

6款1項1目繰越金、前年度繰越金100万2,000円、これは歳出の財源調整によるものでございま

す。

8款1項1目指定寄附金、補正額5万円、診療所施設整備指定寄附金、大沢の安保様から5万円の指定寄附金をいただいたものでございます。

続きまして歳出でございますけれども、1款1項1目一般管理費、補正額1,000円、これは総務一般管理事業の共済費の職員共済組合事務費負担金の追加によるものでございます。

2款1項1目一般管理費、補正額100万1,000円、医業一般管理事業の職員手当等99万2,000円、扶養手当から医師手当につきましては、医師の交代に伴う増減でございます。あと地域医療手当につきましては、先ほど認めていただきました手当の新設に伴います10カ月分の手当でございます。あと共済費につきましても、医師の入れかわりによるものでございます。

3款1項1目基金積立金、補正額5万円、基金積立金にいただいた寄附金を5万円積み立てるものでございます。

次のページへめくっていただきまして、6款1項1目施設整備費、補正額648万7,000円、医療福祉ゾーン整備事業、委託料で医療福祉ゾーン用地造成工事設計委託料でございますけれども、今回、167万4,000円を追加するものでございますけれども、当初予算につきましては、敷地のどこまでを整備するか、また開発許可が必要かという不明瞭な面もございまして、今回、工事を造成するところがおおむねわかったということに伴いまして、その追加分が167万4,000円でございます。続きまして、診療所及び老健施設新築工事实施設計委託料410万円ということで、これにつきましても、当初の予算では診療所のまだ面積が確定していなかったということで、当初は今計画しているものよりも少ない面積で計上しておりましたが、現計画がおおむね1,300から2,000平米になるということで、その分の設計料が410万円追加になるというものでございます。続きまして、診療所及び老健施設実施設計に係る地質調査委託料ということで、地質調査を5カ所についてボーリング調査を行うということで、その関係の費用が71万3,000円でございます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

先ほど条例のほうは賛成をさせていただきましたけど、ただいま医師の手当について月々18万という、この18万という数字が出てきた根拠というか、理由が何かあれば。

徐々に増額をしていくという割には、余りにも大きな金額だなあというふうに捉えておりますけれども、説明のほうをよろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長。

○診療所事務局長（伊藤保夫君）

条例の中では30万未満で村長が定める額ということにしておりますけれども、先ほどちょっと説明させていただきましたが、初任給調整手当が年々減ってきておる現状で、ことしについても6月から前年対比2万6,000円減の7万2,000円ほどになるということで、その辺を勘案いたしまして、減った分と今回新たに創設する手当で実質ふえる分についてはそんなにございませんが、初任給調整手当の減額分を含めて、合わせて25万円となりますが、18万程度が当初の金額としては適当ではないかということで計算されておるものでございます。

○議長（服田順次君）

他にありませんか。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

今の4番の質問と診療所の局長の説明にちょっと関連して、質問を重ねさせていただきます。

今、7万2,000円のものが昨年幾らだったかあれですけども、7万2,000円になるということで、全協の折にもお話ししましたが、徐々にということで、今伺っていると、もう3年でこの基準いっぱいに行くのかなということを聞いておるんですけど、先ほど4番がおっしゃったように、結構急な上がり方だなという気も私もしますので、重ねてその妥当な、妥当と今おっしゃいましたけど、もう一度細かく説明をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長。

○診療所事務局長（伊藤保夫君）

昨年9万8,600円であったものがことしは7万2,000円になるということで、2万6,000円ほど減るということですが、来年になったときは4万8,500円になって、31年度にはゼロということで、あと2年後にはゼロということですけども、それが3年でその額になるかということにつきましては、これから村長、所長等も交えて、何年間であるかということについては、今後、額については決めていきたいと思っています。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

24ページの消防ポンプの修理代の100万ですか、これは全協でお聞きしましたけれども、これは保険というか、積載車の中から一応そういうふうな事故というか、それがあったわけですけども、そういう保険に車両は入っておると思うんですけど、積載車は。その中で、この備品というか、この含めてこういった保険の適用が今後必要になってくるのかなあと私は思うんですけども、車としての車両保険というか、そういったことの取り組みは、今、消防のほうの関係はどういうふう

なっておるか、ちょっとお聞きをします。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 誠君）

今現在の保険の適用については車両しか対象にならないということで、備品については対象にならないということですが、今後は、一応検討しましたら、細かく積算はしておりませんが、結構保険料が高いということで、ちょっと無理じゃないかなあという見解でございます、機器のほうの保険に入るのは。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計歳入の10ページの一番下にあります消防活動基金繰入金ということで、今年度の当初の基金の残高は、多分全額吐き出した形になっていると思いますが、この基金は条例に基づいた基金の運営がなされるように、その条例の中には村長が適正な残高を維持するというので、前にも似たような趣旨の質問をしたところ、当初100万近いものが50万近くまで落ちてきて、質問した折には、村長は、50万ぐらいあれば当然消防を応援するには十分な金額であろうとおっしゃっておられました。

今回、現時点での残高はゼロまで落ちていくであろうと、このままでは推測できますし、今後、郡大会等が控えております折ですと、前までは大会のときの応援する気持ちを基金から運用するという形で支出をしてきた経緯がありますけれども、残高を管理するために、もう一回積み戻すお考えがきちんとあるのか。もしくは、消防を今後応援していくというときに、この条例とこの基金を十分活用するおつもりがあるのかどうかということと、重ねて質問したいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

確かに今、3番議員がおっしゃるとおり、急な支出に対応するというのと消防団を応援する、村民の皆さん方の基金を活用していくということで運用してまいりました。しかし、今回、御説明したように、突発的な多額の出費ができたということで、消防団の幹部さんとも相談をして、今回、この基金を活用して、このポンプの修繕をやらせていただく。

この後の突発的な歳出につきましては、村が責任を持ってしっかりと消防団の応援をしてまいりますので、あえて基金がなかったら、全然消防団に応援が入らないというようなことがないように、これはお約束もしておりますし、当然専決という処分もございますので、もし急な出費が必要な場合は、本会計といたしますか、一般会計でもって対応してまいりますので、今までわずかな期間だっ

たかかもしれませんけれども、村民の皆さん方の篤志といいますか、こういった基金を今回有効に活用していただけたものと感じております。

条例だけ残るわけでございますが、しばらく様子を見てということになろうかと思いますが、当面のところ、この50万8,000円を今年度補填するというつもりはございません。もし、補填をするなら、最初から修繕費を一般財源で持ったほうがということでございますので、今回は消防団の方々にも基金の大切さをしっかりと認識していただきたいという思いもあって、相談をしてこの措置にさせていただきましたので、御理解をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

実は条例制定と予算議会のあり方についてもちょっと問わせていただきたいと思います。

条例というのは、元来、一種の契約、もしくは約束というものをしておくというのが条例の本来のあり方で、例えばちょうど今村長がおっしゃったように、村長の思いとしては、当然応援はするよ。ただし、通常予算を通常のように出そうと思ったら、これはまた議会の承認を得ないと一円たりとも使っちゃいけないのが本来の姿です。ただし、今、村長がおっしゃったように、専決処分という手段があります。それについても、残念ながら村長が出すと言ったものに対して、議会で仮にこれはどうかと思うということも当然あり得ます。ただし、条例制定がしてありますという、条例というのは多分予算議会の議決よりも重きを置くもので、せっかく今回のこの活動基金については条例制定をされているがゆえに、もし村長が専決でやろうと思ったときも、あえて後日、専決をお認めいただくという儀式は必要ですけれども、何ら条例に沿って支出する分には議会の承認というのは後づけで、ただ単に、本当に承認レベルのやつでいけるのではないかということで、条例制定というのは、やっぱり今後、議会のメンバーがかわったり、それから執行部の顔ぶれがかわったり、もしくは村長がかわってしまったときでも、条例というのはかなり重きを持ったお約束事になるのではないかと考えています。

前の負担つき寄附行為のときも同じような趣旨のことを述べたと思います。あれも、そのときの議員の顔ぶれがかわろうが、それから執行部の顔ぶれがかわろうが、首長がかわろうが、それは当然その仕組みが残っている間は、お約束がきちんと守られるという保険に当たるものだと思います。

今回の消防については、確かに村長のおっしゃることも理解していますし、今の議員のメンバーが決して消防に応援する気がないなんていうことは、多分思っていないだろうということは思いますが、あの基金とあの条例をつくったときの思いを鑑みてみますと、これだけの思いで、きちんとあなたたちに対して約束をするよという思いがあそこに詰まっていたものと思います。

細かい話をしますと、仮に今回、基金に積み上げたからといって財政を圧迫するものでもなく、逆にそこに基金を積み上げておくだけのことで条例の持っていた意味合いというものが今後継続で

きるんではないかというのが一応僕としての考えですので、これを鑑みた場合の村長のお考えだけ、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ここの基金に関する条例については、基金をどう運用するかという議論の中で条例を制定したことであって、今回のこの経緯の中で、あの基金を今回こうして全部使い切ってしまうという時点では条例は不要になるということで、今回、廃止の条例は出しませんでしたけれども、1年後には考えたいなというふうには思っております。

先ほども言いましたように、消防団の応援に対する思いは今申し上げたとおりで、この条例がなかったら応援ができないというものではないので、今後ともしっかりとサポートといいますか、基金の整備にしろ、非常時の炊き出し等の対応にもしっかりとまいります。

あの条例は、議員がおっしゃるとおり、条例というのは法律ですから、基金を有効に活用するためにつくった条例であって、今回、この基金がなくなった時点では、条例の廃止を念頭に置いて、基金を廃止するという思いでおります。したがって、積み立てはいたすつもりはございませんので、答弁とさせていただきます。

○議長（服田順次君）

ほかに。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

今のお話の中で、この基金が廃止になるというお言葉が出たので、この場で消防の話は今まで控えさせていただいていましたけど。

この基金ができるとき、消防後援会が廃止になったという経緯で、500円ずつ全住民の方から、また地区に担当の方がいていただいて、500円ずつ、消防頑張るといって気持ちで集めていただく方、支払っていただく方がいた上でこの基金ができたというふうに認識をしております。

今の3番議員とちょっと解釈は違うんですが、僕としては村民の方が消防の人、御苦労やね、頑張っておるねという意味が、今、この基金しか残っていないのかなと。本会計と言われますけれども、そのあたりでは、やっぱり村民の方の認識も、前、500円集めさせていただいていたときよりも、ちょっと応援していただける雰囲気も落ちていますし、またここで基金が廃止だよということを出されるというのは、やはりまた村民の方から見れば、応援をしていないんじゃないかということに捉えられかねませんので、僕としては何らかの形で、基金のままだいいのか、ちょっとわかりませんが、そういった村民の方が消防に協力いただける、頑張っておるねという気持ちをいただく場所は残していただきたいなということで、今、発言をさせていただきます。

村長、いかがでしょうか。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ちょっと考えの相違が出てくるのはやむを得ないところで、消防後援隊が500円ずつ集めた経緯は、私も消防隊の後援隊の役員もやっておりましたし、基金を積んでいった立場でもありましたんで重々承知はしております、今回、こういったことにこれが活用できたということをしつかり広報させていただければ、村民の皆さんへ思いは伝わると思いますし、今、東白川村の消防団が経理的に問題があるとかということではないわけですが、他の地域では会計的にもしっかりと運営をなさいよという事案もあったので、ここはひとつしっかりと議会が認めていただいた予算の中で消防団を応援していくということこそが、村民の皆さんの代表である議会がお認めになったことで消防団を応援しておるといふ住民の気持ちになるわけですから、そこは私の考えでは、しっかりと東白川の村民の皆さんは消防団を応援しておってくれるという思いで伝わっていくと思いますので、今回、ちょっと言い方は語弊がありますが、一回基金をしっかりと使い切ったほうが経理的にもしっかりとするという判断をして、団長とも相談をしてこういう措置をさせていただきました。

今後、例えばですけど、どういう状況になるかわかりませんが、特別な寄附があったりとか、そういったときには、ひょっとしたらこれを受け皿にして活用する場合がありますので、ちょっと条例の話は見送っておるわけですけれども、今、2番議員さん、3番議員さんがおっしゃったような、村民の皆さんの気持ちをこれからも消防団の人にしっかりと伝えていくのも私どもの責任であるし、消防団ともしっかりと話し合って運用していきますので、大会に出るときの経費ですとか、それから炊き出しですとか、急にこういった、今回はこの場合なんですけど、機器が壊れてしまったと、こういったときの対応がこれでできたということで、使い道としては僕は適正であったと思いますし、今後は、先ほども説明したように、しっかりと議会に提案をして、急を要するものについては専決をさせていただく部分があるかもしれません、災害等の場合ですね。これはしっかりとサポートしていきますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

他に質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

国保診療所特別会計の9ページで下の段の説明のところ委託料があるんですけど、先ほども説明がありましたが、2,000平米近くになって、大きくなるということで委託料が新たにまた発生して、648万7,000円という大きな金額があるわけですが、もともと大きくしようとは思わずに、基礎はあったと思うんですけども、なぜ大きくしなきゃいけないのか、ちょっと説明をいただきたい。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長。

○診療所事務局長（伊藤保夫君）

一番最初、29年度の予算を編成するときに、今回の診療所の設計の予算を計上するときには、現在ある診療所の面積と合計の面積からある程度概算で、大体1,300平米ぐらいの面積を基準として当初の予算を出させていただきましたのが、おおむね1,370万ほどの土地の予算に上げておりました。

それから、1月から基本設計のほうでずうっと検討会等で詰めてまいりまして、5月の段階ではおおむね2,000平米ほどの面積になってきまして、これは今現在、ちょっと削減中でございますけれども、その1,300から2,000のふえた分というのは、建築の基準単価の中でそれぞれ面積に応じて単価等も上がってくるという部分がございます、それを当てはめさせていただいて、若干調整もさせていただいた結果、やはり当初の予算よりも増額する分が、今回、410万円ほど出てきたということで、補正ということで出させていただいたものでございます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今の議論のやり方をちょっと御説明しておきますと、基本プランを一応、たたき台をつくった後ですけれども、診療所の所長以下スタッフによる、どういう診療所をつくりたいかという議論を何回もやっていただいて、それを設計に落としていただく。それを、2回建設委員会が開かれておりますが、そこへ今提出をさせていただいて、議員のお手元にも現時点でのプランが出ておると思います。

そういう形で、今、建設が2,000平米と言いましたけど、私は老健については、やはり16床ということを決めましたので、16床に対応する食堂、廊下、リハビリ、こういったようなことを考えていきますと、ある程度の面積がどうしても必要になってまいります。

今、議論は、2階建てにするか1階建てにするかということで、2階建てに積みますと、老健の大きさによって診療所の大きさが決まってしまうので、なかなか面積が削られないということで、今、平家というか、1階建てを並べるような方向でもちょっと検討させていただいています。

診療所については、将来、人口減少、それから医療スタッフの減少、それから疾病の変化等々も考えながら、過大なる施設は持たないように、所長もそういう思いで削るべきところは削りながら、しかし、どうせつくるなら今より悪くなるような施設は作りたくない、少しでも住民サービスがよくなるような、患者様へのサービスがよくなるような設計をしたいということで、今、議論をしておりますので、今回の予算は最大2,000平米というのは出ておりますけれども、これ以下には絶対になると思いますし、今、私が言いましたのは、これは議論の間の話で、まだ2階建て、平家建てでも決まっておられません。6月に、この間、第3回の建設委員会には、もう一回検討課題として議論をさせていただきたいというふうに思っております、今、作業中でございます。議論のやり方としては、今、説明したように、診療所の現場をやるスタッフが働きやすい、そして患者様

が過ごしやすい、利用者様が今よりもいい環境で医療をしていただくようなことを念頭に置きながら、しかし、財源のこともありながらということで、今、苦慮しながら絞り込んでおるといところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

これ、ボーリングの調査で5カ所で71万3,000円上がっているわけですけども、今、村長がおっしゃいました2,000平米のための5カ所のボーリングなのか。このボーリングをやるということは、診療所の今回建てる老健以外に、また将来的に建てる用地も含めて一緒にボーリング調査をやるのか。今回、その診療所、今回の建物だけのボーリング調査に充てるのか。せっかくつくるんであれば、やっぱり全てその候補地となるところ辺も準備段階でボーリング調査をやっておれば、また次の建物を建てる時、またボーリング調査をやらなきゃならんということも、そういうことも起きるかもしれませんし、その辺の見解はどのように考えてみえるのか、お聞きします。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長。

○診療所事務局長（伊藤保夫君）

今回の予算に計上させていただいておりますボーリング調査の5カ所につきましては、建物を建てる位置、4カ所、平家になりますけれども、それプラスあと1カ所というようなことを想定しております、それ以外のところのボーリング調査の分は、今回は計上していないということで、一応建物を建てる、要するにプラス1カ所というような予算にしております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

いつもそうですけど、行政側のほうで何か建てる場合は、そのことについては考えるけれども、将来的な展望の中で今やっておいたほうがいいんじゃないかということもあり得る場合は、もっと大きな広範囲の中でそういう調査をしておけば、またせっぱ詰まってこういうことをやらないかんということも場合によっては発生するかもしれないし、その辺の見解を私は聞いておるので、将来は将来でまたやるんだといえば、それはそれで予算を組めばいいわけですけど、せっかくボーリング調査をやるんだったら、ボーリング調査といたらその候補地全体の中のボーリングをやっておけば、将来にかけてもう一回やらないかんということも手間が省けるんじゃないかと、その辺の見解をちょっとお聞きしたわけですけども。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議員のおっしゃる意味はわかりますけれども、事業ごとに、やはり使うところについてしっかりと予算を組んでいきたいし、将来のことは、当然いろんな意見とかが、御説明したとおり、計画はしていくわけですが、そのとき執行する人の考えも私とは違うかもしれませんし、ちょっとその先まで見据えたボーリングというのは不適切ではないかと思って、今、実際使うところだけをしっかりとボーリングをして安全な建物を建てるということで、広い敷地でございますので、どこにボーリングをしていいか、まだまだ決まらないわけでございますので、実際使うところだけをやっていくと、それぞれの事業ごとにやっていきたいというふうに考えます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

一般会計の17ページで説明のところでは被服費の7万というのがあって、これが保育園の先生の制服という先ほど説明を受けたんですが、これが補正で出てくるということは、何か財源が、新たにふるさと納税ほかいろいろあったのか。この制服に関しては支給ということなのか、ちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

教育課長。

○教育課長（安江任弘君）

財源は、一般会計から出します。

それから、制服につきましては、備品で購入して貸与するという扱いです。

基本的には、運動会とか、行事とか、そういった折に制服といった形で統一したものを着ていただいて行事に出ていただくという形で、ポロシャツになりますが、半袖と長袖と、2着用意したいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

一般会計、なぜ今ということをお聞きしたいんですけど、当初の予算じゃなくて。

○議長（服田順次君）

参事。

○参事（安江良浩君）

これにつきましては、私、4月から参事という拝命を受けまして、臨時職員を中心に全職員に対してちょっと面談をやらせていただきました。やっぱり臨時職員というと、ちょっと立場が弱い、

それから勤務もいろいろなところがありますので、いろんな不満とか不安とか、いろんなお話をちょっと聞かせていただいている中で、臨時の保育士さんのほうから、その保育士さんのほうから話が上がったわけじゃないです、私のほうからちょっと問いかけをさせてもらって、ポロシャツとか、いろんな仕事に使っている服なんかはどういうふうにしてみえるかと聞いたときに、自腹で買ってみえる人も見えたりしたので、ちょっとこれは私のほうからのお願いで、教育委員会のほうでちょっとこういったお話もあるのでということで、今回、当初は見えていなかったんですけど、補正でちょっと対応させていただいて、運動会なんかの行事でおそろいのポロシャツをみんなで着てやりましょうというようなことで、ちょっと私のほうからのお願いで補正を見てもらったというような経緯がございます。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

別に反対しているわけではないんですが、ただ、どういう経緯で出てきたかなということだけちょっと確認したかったので質問させていただきました。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

3 番 桂川一喜君。

○3 番（桂川一喜君）

一般会計の13ページにありますCATV機器管理運営事業委託料のネットワーク設定委託料が、一応これ94万、約100万近々出ていますが、先ほどから、きょう、たまたま一般質問の中身でも触れていましたけれども、あと2年ぐらいで大きく大規模改修の上で光ファイバー化が完了してしまう中で、ここまで17年間やってきた中で、このところへ来て増強というところへあえて100万近い予算を投入されるということで、これは単年度的な見解の中で行われる予算投入なのか。一步間違うと、長期なものをあと2年でだめになってしまうのに投入される予算なのかということと、重ねまして、先ほど説明の中に、今、現状は100メガだというような説明がありましたけれども、担当者から200という数字を議員全員も聞かされたまま、前回も東京まで出向いたときも、200、200としゃべっていたような気がしますけれども、なぜ200と聞かされていたのが100だったのかということと、ちょっと両方御返答願いたいと思います。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 誠君）

済みません、私も余り詳しくないんで申しわけないんですが、通信量を測定しましたところ、3月にピークがありまして、それが100メガを超えたということで、かなり支障が出たので、これは

改正が必要だという判断をしたということですが、100と200のことは余りよくわかっておりませんが、接続部分にありますF3スイッチの通信の上限は200と聞いておりますが、この補正を出すときに担当者から聞いた説明では、100メガを1ギガに上げるという説明を受けておりますのでお願いしたいと思います。

今回の整備につきましては、村内のネットワークの整備ではありませんので、東白川の出口から中継する美濃加茂までの間の通信量を上げるということですので、村内の光ファイバーの今計画している工事とはエリア的に別物になりますのでお願いしたいと思います。

**○議長（服田順次君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第45号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの3件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第45号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの3件については、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第46号について（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（服田順次君）**

日程第15、議案第46号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 今井義尚君。

**○建設環境課長（今井義尚君）**

議案第46号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成29年6月20日提出、東白川村長。

記1. 契約の目的、平成29年度簡易水道機器更新工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、1億1,718万円。4. 契約の相手方、岐阜市東金宝町1丁目18番地、名三工業株式会社

岐阜営業所、所長 松下健一。5. 工事の場所、東白川村越原曲坂地内。

別添に説明資料がありますので、3ページをごらんいただきたいと思います。

工事請負契約の締結についてということで、工期につきましては、本契約の日から262日以内ということで、平成30年3月9日までということでございます。

工事概要につきましては、曲坂水源系の水道につきましては、平成12年度に浄水場が完成しまして、その後、17年以上が経過しております。その関係上、機器の劣化と故障時の部品調達が困難となるということで、安定供給に支障を来すという状況になったということで行うものでございます。

今後も、まだ下流のほうへ来年度以降、それぞれ点在する水道施設の機器更新を行っていきたいと思っております。

次に、ことしの主な工事箇所でございますが、曲坂浄水場の電気計装盤及び各種計測機器等の更新工事ということで、詳細につきましては、電気計装盤として3面、ろ過池の現場操作盤が1面と雨量計盤1面、あと各種計測機一式、そして流量計が3台、ろ過池水位計が3池分を一式、あと各種電動弁一式を行うということでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第47号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第16、議案第47号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第47号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成29年6月20日提出、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量並びに設置場所、名称、小型動力ポンプ付積載車、数量、1台、設置場所、東白川村五加大沢地内。2. 取得の目的、小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴う更新取得。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得予定価格、1,042万2,000円。5. 購入先、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防。

この件につきましては、全協で説明させていただきました既存機器の更新でございますが、第1部第1ポンプの機器でございまして、平成9年に整備をしまして20年が経過をしております、老朽化しましたので更新をするものでございます。700万円以上の財産の取得については議会の議決が必要ということで提出をさせていただきますので、お願いいたします。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第47号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

◎報告第1号について（提案説明・質疑）

○議長（服田順次君）

日程第17、報告第1号 東白川村農業委員会委員の任命につき農業委員会の委員の認定農業者等要件の例外適用についてを議題とします。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業振興課長 今井稔君。

## ○産業振興課長（今井 稔君）

報告第1号 東白川村農業委員会委員の任命につき農業委員会の委員の認定農業者等要件の例外適用について。東白川村農業委員会委員の任命につき農業委員会の委員の認定農業者等要件の例外適用については、平成29年5月29日農業委員会等に関する法律施行規則第2条第3号の規定に基づき、別添通知写しのとおり承認されたので報告します。平成29年6月20日提出、東白川村長。

御説明を申し上げます。

現在の農業委員の任期は、本年7月19日をもって満了となります。次期の委員については、農業委員会法改正に伴う新制度への移行により、選挙による選出から村長の任命に変更になり、これに基づき、東白川村農業委員会委員の任命に係る同意案を提出させていただくに当たり、事前に報告事項がありますので報告させていただきますということで、報告第1号により東白川村における農業委員会の委員の任命につき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを原則とされております。本村にあつては、具体的には平成27年9月4日に公布されました農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、現在の委員の任期が7月19日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、1月13日から2月13日までの間に候補者の推薦及び募集を実施させていただきました。その結果、定員数と同数の14人の応募がございましたが、応募者は同法が規定する、原則、委員の過半数を認定農業者とする規定を満たしていませんでした。そのため、同法第8条第5項ただし書きに規定する例外規定を適用する必要があるため、議会に事前に御報告を申し上げます。

募集受け付けを行った結果、認定農業者は14人中2人でした。改正法には例外規定が設けられております。規則第2条で同条第1号に認定農業者及び認定農業者に準ずる者とするということについて議会の同意を得たとき、定数14人割る2で7人というのが、同条第2号につき、委員定数の4分の1を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とするということについて議会の同意を得たとき、定数14人で4分の1の人数でいいというふうになります。割りますと3.5ということですが、繰り上げて4人ということになるわけですが、本村にあつては同条第3号に定める農林水産大臣の承認を得たときに該当ということで、同条第3号には委員定数の4分の1にも満たない場合は、農林水産大臣の承認を得ればよいというようなことになっておりまして、その手続を平成29年4月21日付で承認申請しておりましたが、平成29年5月29日付で先ほどの報告第1号の次のページについております機密性2情報という農林水産大臣からの承認が来ております。そういったことから、報告第1号 東白川村農業委員会委員の任命につき農業委員会の委員の認定農業者等要件の例外適用について、東白川村農業委員会委員の任命につき農業委員会の委員の認定農業者等要件の例外適用については、平成29年5月29日農業委員会等に関する法律施行規則第2条第3号の規定に基づき、別添の通知のとおり承認されましたので報告しますということでございます。

本日、この後、委員の任命につき、同意案14件を提出させていただき、同意をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。以上です。

## ○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 東白川村農業委員会委員の任命につき農業委員会の委員の認定農業者等要件の例外適用についての報告を終わります。

---

#### ◎同意第4号から同意第17号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（服田順次君）

日程第18、同意第4号 東白川村農業委員会委員の任命についてから日程第31、同意第17号 東白川村農業委員会委員の任命についてまでの14件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

##### ○村長（今井俊郎君）

まずは日程第18、同意第4号から日程第30、同意第16号までの13件につきまして御説明を申し上げます。

提出文書でございますが、次の者を東白川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。平成29年6月20日提出、東白川村長。

それぞれ16号まで順番に説明をしておりますが、住所については全て記載のところでございますので省略をさせていただきます。

東白川村農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会法等の改正を含む農業協同組合法等の一部を改正する法律、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日から施行されたことに伴いまして、農業委員の選任方法が公選制から村長の選任制に変更となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、任命について議会の同意を求めます。

提案理由は、農業委員会委員の任期満了に伴い、新委員を任命することです。

まず同意第4号、田口安範氏は、東白川村神土平にお住まいで、現在55歳で、現在、農業委員であります。

同意第5号の安江健二氏は、東白川村神土親田にお住まいで、現在65歳で、現在、農業委員であり、認定農業者であります。

同意第6号の安江利英氏は、東白川村神土親田にお住まいで、現在66歳で、お茶を中心に農業を営んでおられ、認定農業者であり、東白川製茶組合の組合長でございます。

同意第7号の村雲光好氏は、東白川村神土加舎尾にお住まいで、現在73歳で、お茶を中心に農業を営んでおられます。

同意第8号の中島甲子生氏は、東白川村神土西洞にお住まいで、現在60歳で、このたび設立をさ

れました西洞集落営農組合の副組合長でございます。

同意第9号の荻田正直氏は、東白川村越原曲坂にお住まいで、現在66歳の自営業者でございます。

同意第10号の村雲芳明氏は、東白川村越原日向にお住まいで、現在68歳の農業者でございます。

同意第11号の安江一英氏は、東白川村越原黒淵にお住まいで、現在62歳、現在、農業委員であります。

同意第12号の安江千登勢氏は、東白川村越原黒淵にお住まいで、現在55歳、現在も農業委員であります。

同意第13号の竹内良雄氏は、東白川村越原大明神にお住まいで、現在59歳で、現在、農業委員であり、自営農業者であります。

同意第14号の栗本義和氏は、東白川村五加柏本にお住まいで、現在68歳で、現在、農業委員であります。

同意第15号の今井泰博氏は、東白川村五加大沢にお住まいで、現在66歳の農業者でございます。

同意第16号の今井章子氏は、東白川村五加大沢にお住まいで、現在64歳の農業者でございます。

以上13名のうち、認定農業者2名で、さきに御報告いたしました委員の認定農業者等の要件の4分の1に満たない例外の適用によるものでございます。

なお、任期につきましては、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年でございます。

以上、13件について御説明をいたしました。

#### ○議長（服田順次君）

参事 安江良浩君。

#### ○参事（安江良浩君）

続きまして、日程第31、同意第17号につきまして御説明申し上げます。

次の者を東白川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成29年6月20日提出、東白川村長。

記、氏名、今井俊郎。住所、東白川村越原1117番地5。生年月日、昭和25年8月17日生まれ。

提案理由等につきましては、先ほど村長より説明申し上げた理由と同じでございますので省略させていただきます。

今井俊郎氏は、東白川村越原陰地にお住まいで、現在66歳で、現在、農業委員であります。今回の任命について同意を得るに当たり、農業委員会の所掌に属する事項に利害関係のない委員を1名以上確保するように求められており、農地を有しない今井俊郎氏をその委員として任命について同意をお願いするものでございます。御同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

#### ○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順次採決します。初めに、同意第4号 東白川村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第4号 東白川村農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第5号 東白川村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第5号 東白川村農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第6号 東白川村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第6号 東白川村農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第7号 東白川村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第7号 東白川村農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第8号 東白川村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第8号 東白川村農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第9号 東白川村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第9号 東白川村農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第10号 東白川村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第10号 東白川村農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第11号 東白川村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第11号 東白川村農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第12号 東白川村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第12号 東白川村農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第13号 東白川村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第13号 東白川村農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第14号 東白川村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第14号 東白川村農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第15号 東白川村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第15号 東白川村農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第16号 東白川村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第16号 東白川村農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第17号 東白川村農業委員会委員の任命についてを採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第17号 東白川村農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

---

#### ◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

##### ○議長（服田順次君）

日程第32、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。  
本件について趣旨説明を求めます。  
議会運営委員長 安江祐策君。

##### ○議会運営委員長（安江祐策君）

平成29年6月20日、東白川村議会議長 服田順次様、議会運営委員会委員長 安江祐策。  
閉会中の継続調査申出書。  
本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。  
記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. その他議会運営上必要と認められる事項、6. 議長の諮問事項に関する調査について。  
以上、申し出いたします。

##### ○議長（服田順次君）

お諮りします。委員長の申し出事項について、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

##### ○議長（服田順次君）

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第2回東白川村議会定例会を閉会いたします。

午後2時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員